

ガーナ共和国
人材育成支援無償（JDS）事業
準備調査

ファイナルレポート

平成 24 年 3 月
(2012 年)

独立行政法人国際協力機構（JICA）

委託先
株式会社日本開発サービス（JDS）

国内
CR(1)
12-001

要 約

1. 協力準備調査と支援業務の概要

(1) 協力準備調査・支援業務の背景と目的

人材育成支援無償事業（The Japanese Grant Aid for Human Resource Development Scholarship Program）（以下、「JDS事業」という）は、途上国の社会・経済開発政策の立案や実施において、将来中心となることが期待されている若手人材の育成を目的とした無償資金協力による留学生受入事業であり、平成11年度より開始された。JDS事業では、実施年数6年間（初年度の受入れから4期目留学生の帰国まで）にわたり、同一の対象分野・募集対象機関・受入大学の下で留学生を受け入れることとしている。

今般、JDS事業の新規対象候補国としてガーナ共和国（以下「ガーナ国」）における協力準備調査の実施が決定された。同調査では協力の可能性について検討することを目的に、平成24年度から開始予定とされる4期分のJDS事業の計画を策定する。調査を実施するにあたり、支援業務の目的は次のとおりである。

- ・ 協力準備調査への参加と官団員に対する調査支援
- ・ 第1バッチ（平成24年度）留学生の募集・選考・受入手続きの支援
- ・ 本体事業に資するための調査結果や受入計画について最終報告書への取りまとめ

(2) 協力準備調査・支援業務の結果

2011年9月5日から9日まで、東京よりガーナ国JDS事業に係る協力準備調査団が派遣され、コンサルタントもその一員とし参加した。調査の目的は、①JDS事業と実施体制等の説明及び協力準備調査の目的や方法についてガーナ国政府に説明し理解を得る、②JDS事業で対象となるサブプログラム、コンポーネント、募集対象機関、留学生受入人数、受入大学等について協議し合意する、③募集選考スケジュールについて説明し、募集選考方法や資格要件について協議し合意する、の3点である。

協議において合意された具体的な受入計画は以下のとおり。

	経済分野	保健分野
サブプログラム	行財政機能の強化 (Enhancement of Governance and Financial Administration)	基礎的な社会サービスの拡充 (Improvement of Basic Social Services)
コンポーネント	行財政能力の向上 (Development of Governance and Financial Capacity)	基礎的な社会サービスの拡充 (保健政策強化支援) (Improvement of Basic Social Services (Support for Health Policy))
受入大学	神戸大学国際協力研究科	国際大学国際関係学研究科
取得学位	経済学修士または国際学修士	国際関係学修士または経済学修士
受入数	各バッチ3名	各バッチ2名
運営委員会	財務経済計画省 (MOFEP)、保健省 (MOH)、ガーナ保健サービス (GHS)、 在ガーナ日本大使館、JICA ガーナ事務所	
主管省庁	財務経済計画省 (MOFEP)	
対象機関	財務経済計画省 (MOFEP)、 国家開発計画委員会 (NDPC)、 ガーナ統計局 (GSS)、 ガーナ中央銀行 (Bank of Ghana)	保健省 (MOH)、 ガーナ保健サービス (GHS)

また、財務経済計画省（Ministry of Finance and Economic Planning）（以下、「MOFEP」という）を「行財政能力の向上」分野、及び「基礎的な社会サービスの拡充（保健政策強化支援）」分野双方の主管省庁とすること、及びJDS事業のプロジェクトオフィスはガーナ保健サービス（Ghana Health Service）（以下、「GHS」という）が提供することで合意された。

合意後、ガーナ国にて2012年度留学生の募集活動と選考活動支援を実施した。

2. 妥当性の検証

①ガーナ国国家開発戦略とわが国の対ガーナ国援助方針におけるJDS事業対象分野／開発課題の位置づけ、②分野（経済・保健）の選択についての適切性、③対象機関の人材育成ニーズから見た妥当性、の3つの観点よりガーナ国JDS事業の妥当性を検証した。その結果、JDS事業を同国で実施することは妥当性が高いと判断された。

同事業が目指す政策・立案に係る若手行政官個人、及び行政官が所属する対象機関の組織の能力向上は、ガーナ国の上位計画とも整合し、わが国の重点開発課題とも合致するものであり、従って妥当性は極めて高い。分野の選択については、経済分野についてはJDS事業を通じ、ガーナ国の経済官僚とその所属する関連機関の育成を支援することにより、同国政府の適切なマクロ経済の運営に貢献すると判断できる。また、保健分野についてもミレニアム開発目標（Millenium Development Goals）（以下、「MDGs」という）の達成のための対策が急務でありセクター開発計画とも合致していることから、適切であったと考えられる。最後に、補足調査で対象機関に人材育成ニーズをヒアリングした結果、行政官の行政能力の向上を目的としたJDS事業の主旨は、先方の要望と合致していると考えられる。

3. JDS事業の事業規模設計

受入計画に基づき、1バッチ分の事業費の積算を行った結果、事業費総額は1.12億円となる。積算条件として、積算時点を平成24年3月、為替交換レートを1US\$ = 77.39円、1US\$ = 1.5655GHC（ガーナセディ）とした。ただし、この額は交換公文上の供与限度額を示すものではない。

項目	前提
実施経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2012 年度来日留学生につき、神戸大学 3 名、国際大学 2 名として出願・検定料、入学金、授業料、奨学金の積算を実施。 ・ 2013 年度来日留学生について大学入試のための出願検定料について積算を実施。 ・ 特別プログラム¹経費につき、留学生 1 人あたり年間 50 万円で積算。
役務経費（ガーナ国内）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来日前オリエンテーションにつき、5 日間程度の実施を想定して見積もった。 ・ JDS 事業のプロジェクトオフィスについては GHS が提供することになったため、プロジェクトオフィス借上については電気代のみの計上。 ・ 2013 年度来日留学生についての募集・選考経費を計上。 ・ ガーナ国におけるインフレ率を考慮し、積算に反映。
役務経費（日本国内）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 留学生来日時期を 2012 年 8 月下旬とした。 ・ 留学生は、来日後 5 日間程度東京でオリエンテーションを受講後、それぞれの大学に移動する予定とした。神戸大学への留学生は下宿に入居、国際大学学生は入寮を予定している。 ・ 留学生の帰国時期は、国際大学が 2014 年 7 月、神戸大学が同年 10 月とした。
実施代理機関人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 カ月の一人あたりの稼働日数を 20 日として積算。

4. 提言

(1) 募集活動について

1) 広報資料の部数について

ガーナ国JDS事業の留学生募集活動の一環で作成する紙ベースの広報媒体のうち、もっとも効果的であると考えられるチラシについて、2012年度については2011年の募集活動よりも多めに印刷し、配布することが望まれる。一方、ポスターとガイドラインについては、今年度と同数程度が適性であると考えられる。

2) 英語試験について

ガーナ国は英語が公用語であり堪能であることから、2012年度のガーナ国JDS事業応募者については、英語で業務を遂行する能力がある旨の証明書があれば英語試験を免除することで大学側の理解を得た。しかし大学側は同年度入学者の語学力次第によっては今後英語試験を課す可能性もあるとしている。このためガーナ国における英語試験についての最新動向（情報種類、実施会場、金額、申し込み方法、実施時期、等）についての情報収集を適宜行い、今後応募者に対して英語試験を課すことになってもすぐに対応できる体制を整えておくことが望ましい。

3) 募集開始時期について

2011年度については、応募書類受付開始から提出締め切りまでの応募期間が実質1カ月程度となり、応募期間を十分に確保することができなかった。2012年度以降は協力準備調査を実施しない分、より時間的に余裕が生じると考えられるため、少なくとも半月

1 特別プログラムは、受入大学が JDS 事業で受入れる留学生に対して、授業及び研究室における指導といった通常の大学における教育活動とは別に、受入国や開発課題等のニーズを踏まえた追加的な活動を提案し実施することにより、JDS 事業のさらなる効果を高めることを目的とするもの。

程度応募開始時期を前倒しにして応募書類提出までの期間を十分に確保することが望ましい。

4) 募集期間中の応募勧奨活動について

応募書類の受付期間中に判明したことであるが、保健省（Ministry of Health）（以下、「MOH」）では応募書類を監督省庁であるMOFEPに提出する前に、省内で候補者を絞ってしまっていた。来年度以降についても応募期間中に実施代理機関（以下、「エージェント」）²が対象機関と頻繁に意見交換を行うことにより留学希望者の応募状況を常に把握し、必要に応じて応募勧奨活動を行うことが望ましい。

(2) 応募者の数学学力向上について

1) 数学試験について

来日後、経済と保健の両分野について、留学生は経済学を中心に学ぶこととなり、取得する学位は経済学修士（または国際学修士／国際関係学修士）となる。経済学には、数学の知識が欠かせないため数学の点数が低かった応募者については、留学前後のオリエンテーション期間などの時間を利用して、最低限経済学に必要な数学を勉強し授業についていけるだけの知識を身につけることが望まれる。

(3) エージェントによる留学生生活のサポートについて

留学生の来日後、エージェントとして留学生のニーズに合致しタイムリーな支援を行うために、研修監理員を配置しての下宿探しやモニタリング支援などの通常の支援以外に、以下の活動を行う方針である。

- ・ 留学生や大学スタッフに大学近隣在住の研修監理員を紹介し、地元在住者ならではのきめ細やかな生活アドバイスを提供できる体制を整え、留学生の日常的な支援と相談窓口となるよう体制を整える。また、留学生の急病や事故発生時等の緊急時の対応についても一義的に同研修監理員に連絡が入り対応できるよう体制を整える。
- ・ 緊急時などで上記研修監理員が対応できない場合についても想定し、大学近辺在住の住民の中から緊急時対応要員を募り複数名配置する。それにより必ずいつでも誰かが即座に対応できる体制を整える。
- ・ 一方で大学の留学生課や地元の外国人支援NPO等とも連携も視野に入れ、今後情報収集や協議を行う。

2 本協力準備調査を手掛けたコンサルタントは留学生の受入時から、先方政府との契約により、実施代理機関（エージェント）となる。

目次

要約

第1章 人材育成支援無償（JDS）事業の背景・経緯.....	1
1-1 JDS事業の現状と課題.....	1
1-2 無償資金協力の背景・経緯.....	1
1-3 わが国の対ガーナ国援助についての方針.....	6
1-4 他ドナーの援助動向.....	7
第2章 JDS事業の内容.....	11
2-1 JDS事業の概要.....	11
2-2 JDS事業の事業規模設計.....	16
2-3 JDS事業のスケジュール.....	18
2-4 相手国負担事項の概要.....	20
2-5 フォローアップ.....	20
第3章 JDS事業の妥当性の検証.....	21
3-1 JDS事業で期待される効果.....	21
3-2 プロジェクト終了時評価のための補完・調査の実施.....	21
3-3 課題・提言.....	26
3-4 JDS事業の妥当性.....	28
3-5 結論.....	30

添付資料

添付資料1. 協力準備調査 調査団員・氏名.....	添付資料-1
添付資料2. JDS事業 計画策定調査フロー図.....	添付資料-2
添付資料3. 協力準備調査面談者リスト.....	添付資料-3
添付資料4. 協議議事録（M/D）.....	添付資料-5
添付資料5. 重点分野／開発課題毎のバッチ受入人数.....	添付資料-25
添付資料6. 重点分野基本計画.....	添付資料-26
添付資料7. 対象機関の補足調査結果.....	添付資料-34
添付資料8. 第1バッチ（2012年度来日）の候補者の募集・選考方法.....	添付資料-38

図表リスト

(図)

図2-1 ガーナ国JDS事業（4バッチ）のフローチャート	19
------------------------------------	----

(表)

表1-1 本支援業務の業務概要.....	2
表1-2 近年におけるガーナ国の主要経済指標.....	4
表1-3 ガーナ国政府の開発戦略.....	5
表1-4 ミレニアム開発目標（MDGS）	6
表1-5 日本の援助 対ガーナ国開発目標と重点開発課題.....	7
表1-6 主要ドナーの支援概要.....	8
表1-7 他の奨学金プログラムについて.....	9
表2-1 協議にて合意された受入計画.....	13
表2-2 ガーナ国人材育成事業 概略総事業費.....	17
表3-1 モニタリング・評価の対象、内容、手段.....	22
表3-2 広報資料の今年度実績と来年度の予想.....	26
表3-3 分野別数学試験の結果.....	27

第1章 人材育成支援無償（JDS）事業の背景・経緯

1-1 JDS事業の現状と課題

人材育成支援無償事業（The Japanese Grant Aid for Human Resource Development Scholarship Program）（以下、「JDS事業」という）は、わが国政府の「留学生受入10万人計画」の一環で、途上国の社会・経済開発政策の立案や実施において、中核的役割を果たす人材の育成を目的として、平成11年度に新設された無償資金協力による留学生受入事業である。『人材育成支援無償事業運営ガイドライン』では、本業務の目的は「社会・経済開発計画の立案・実施に関わり、当該国の指導者となることが期待される優秀な若手行政官等をわが国大学に留学生として受け入れることを通じた人材育成を行うことであり、ひいては、各留学生が日本の良き理解者として両国友好関係の基盤の拡大と強化に貢献をすること」であり、「本事業における留学生は、わが国大学での専門知識の習得、研究、人的ネットワーク構築等を行い、自らの国が直面している社会・経済開発上の課題を実践的に解決する専門知識を有する人材として活躍することが期待されている」としている。平成23年度現在、アジア12カ国を対象に実施し、累計2,500名の留学生を受け入れた実績を持つ。

JDS事業は実施年数6年間（初年度の受入れから4期目留学生の帰国まで）にわたり同一の対象分野・募集対象機関・受入大学の下で留学生を受け入れることにより、各国の人材育成が必要な対象機関における若手行政官等の政策立案・事業管理等の能力が向上し、各国の開発課題の解決に貢献することが期待されている。

平成23年度はJDS事業の新規対象候補国として、アフリカを対象とした初めての試みとしてガーナ国における留学生受入計画策定のための協力準備調査を行った。

1-2 無償資金協力の背景・経緯

(1) 要請の背景・経緯

ガーナ国では国家開発計画の柱のひとつとして政府の「ガバナンスの改善」が挙げられている。その一環として、公共セクター改革の必要性が叫ばれ、公共サービスの効果的かつ効率的な実施に向けた公務員の能力強化が言及されている。

一方、中央行政官を含む公務員の人材育成に関しては、人事委員会（OHCS: The Office of the Head of the Civil Service）が行政官全体の人材育成全般（採用、昇進、給与、服務、研修）の責任機関となっている。上級公務員に対する学位取得型の研修については、政府系の研修実施機関であるガーナ経営行政学院（GIMPA: Ghana Institute of Management and Public Administration）が世銀の支援により実施していたが、独立採算化の推進により、同機関の公務員向け研修は減少傾向にあり、また、公共セクター改革を担うべき中堅公務員に対する研修、特に学位取得型の研修については各省庁の予算の関係もあり、十分に提供されていない状況にある。³

3 JICA 技術協力プロジェクト「ガーナ国公務員能力強化プロジェクト」ホームページを参考。
(<http://www.jica.go.jp/project/ghana/0604663/01/01.html#a02>)

このような背景のもと、ガーナ国政府は2010年10月に無償資金協力であるJDS事業の実施についてわが国に要請した。同事業は、わが国大学院での学位取得（修士）を通じ、同国の社会・経済開発に関わり、将来的に重要な役割を果たすことが期待される若手行政官などを育成することを目的とする。また、人的ネットワーク構築を通して、将来的な両国のパートナーシップの強化に資するものである。

(2) 本支援業務の活動

今般JDS事業の新規対象候補国としてガーナ国における協力準備調査が実施され、コンサルタントは同調査に参加し、平成24年度から開始予定とされる4期分のJDS事業の計画策定についてJICAを支援した。それに加え、第1期にあたる平成24年度来日留学生の募集・選考・受入手続きを支援した。

すわなち、本支援業務にて実施した作業は大きく分け、以下のとおりとなる。

表1-1 本支援業務の業務概要

時期	実施項目	実施事項	
国内事前準備 (契約～8月下旬)	ガーナ国に関する情報収集と分析	・ 要請書、要請案件調査票、援助計画関連、関連プロジェクト理解	
	調査・支援業務全体の業務項目、工程表の作成及びJICAへの提出	・ 業務項目と、要員の役割分担、工程表提出	
	質問票の作成及び資料の翻訳	・ 補足調査用の英文質問票を作成。 ・ 対象分野課題表の翻訳	
	JICAが選定案を作成する受入大学に関する情報収集	・ JICA提供資料をもとに受入大学の概要、研究科の研究内容・講師陣、留学生受け入れ体制等に関する情報収集を実施。	
	JICAが開催する調査団派遣前対処方針会議への参加	・ 2011年8月26日に対処方針会議に参加	
	調査団派遣前手配	・ ホテルと車両手配等、現地業務の準備を実施	
	募集活動の準備	・ 募集要項、応募様式、広報資料（ポスター、チラシ、HP用資料）作成	
現地業務	現地調査の準備・調整	・ アポイント確認 ・ プロジェクトオフィス準備	
	現地調査団への参加：先方政府との協議支援	・ ガーナ国日本大使館、JICAガーナ事務所、ガーナ国政府との会議での説明補足、議事録作成 ・ 運営委員会会議での説明補足、議事録作成 ・ 第1次募集・選考方法の詳細について運営委員会に確認	
	補足調査の実施	・ 対象機関の状況把握等の実施。	
	プロジェクトオフィスの立ち上げ	・ GHSの1室をJDS事業プロジェクトオフィスとして設営	
	募集活動		・ 募集要項、応募様式、広報資料（ポスター、HP用資料）作成 ・ 各対象機関へ募集要項、応募様式等の配布を依頼。個別応募希望者へ関連資料の配布・発足 ・ 各対象機関等における募集説明会開催
			・ JDS事業制度、受入大学情報等に関する照会への対応（電話・メール）
		・ 応募書類の回収	

時期	実施項目	実施事項
現地業務	留学生選考作業支援	・ 応募書類の記入漏れ確認
		・ 数学試験の実施アレンジ
		・ 書類審査の実施アレンジ
		・ 現地面接の実施アレンジ
		・ 健康診断実施指示等（予定）
		・ 総合面接の実施アレンジ（予定）
	受入大学と対象機関等の意見交換アレンジ	・ 受入大学教官と対象機関意見交換会の日時・場所調整 ・ 基本計画案と活動計画の更新
	先方政府との協議支援	・ 運営委員会における最終候補者の決定及び重点分野基本計画案の合意に対する支援
	留学予定者への情報提供等	・ ローカルスタッフによる支援
国内業務	受入大学に関する情報収集	・ 受入大学に関する情報の収集
	受入大学との協議・調整	・ 留学生選考協力依頼及び教官派遣依頼文書の受入大学への送付 ・ 受入大学への表敬訪問、今後の日程や手続き等の打ち合わせの実施 ・ 受入大学より留学候補者の書類審査結果を確認、現地業務担当者へ連絡 ・ 受入大学教官より特別プログラム活動計画の取り付け ・ 出願書類の取り付け
	受入大学教官派遣支援、活動計画書取り付け、及び出願検定料の支払い	・ 受入大学教官の現地派遣に係る旅費、謝金等の支払い ・ 特別プログラム活動計画取り付け ・ 受入大学に対する留学予定者の受入大学出願検定料の支払い
	積算資料の作成と提出	・ 2011年10月中旬、平成24-26年度の積算資料をJICAに提出
	プログレスレポートの作成	・ 2011年11月上旬、先方との合意事項、調査結果、留学生候補者の募集状況、課題
	重点分野ごとの基本計画案の作成・提出	・ 重点分野ごとの留学生受入計画（基本計画）に取りまとめた。（和英）
	最終報告書案の提出	・ 和文・英文
	最終報告書の提出	・ 和文・英文（予定）

(3) ガーナ国の政治経済概況

ガーナ国では、1957年の独立から1981年のローリングス政権発足までの25年間に、4回のクーデターを含め、頻繁に政権交代が繰り返された。1990年代に入って民主化が進み、1992年、1996年に複数政党制で平和裡に選挙が行われ、ローリングス大統領の指導の下、長期にわたる政治的安定を享受した。ローリングス大統領は憲法の三選禁止規定を遵守し、野党のクフォー候補が選出され、翌2001年1月に正式に大統領に就任したが、ガーナ国の歴史上初めて選挙により与野党間の政権交代が平和裡に実現したものとして注目された。クフォー大統領の任期満了に伴い、これまで野党であった国家民主会議党（NDC: National Democratic Congress）のミルズ大統領が選出された。ミルズ新政権は重点政策として、農業振興・食糧自給確保による雇用対策、南北格差の是正や一次産品依存型経済からの脱却などを掲げている。

ガーナ国の経済は農業・鉱業に依存する典型的な一次産品依存型経済であり、農業が国内総生産の約40%、雇用の約60%を占めている。主要輸出品もカカオ、金、及び木材が上位3

位を占めており、国際市場及び天候に影響を受けやすい環境にある。観光による収入も近年増加し、2008年には第4位の外資獲得源になっている。1970年代後半から1980年代前半にかけて経済的困難に直面し、世界銀行の支援を得て1983年から構造調整を通じた経済再建に取り組んだ。この結果、1980年代後半から平均5%のGDP成長率を達成し、サブ・サハラ・アフリカにおける構造調整の優等生として評価された。また、2010年にはGDPが約1,100米ドル（2010年）となり中所得国入りしたが、貧富の格差拡大が引き続き深刻な問題であるとされている。

表1-2 近年におけるガーナ国の主要経済指標

指標		2005	2006	2007	2008
GDP	総額（百万米ドル）	10,709.82	12,729.89	14,943.90	16,652.41
	一人あたり（米ドル）	491.73	570.1	654.0	712.25
実質 GDP 成長率（%）		5.9	6.4	5.7	7.3
インフレ（年平均%）		14.4	10.5	10.73	16.5
対外債務残高（百万米ドル）		6,347.80	2,176.5	3,590.4	3,982.6
貿易	輸出（百万米ドル）	2,802.20	3,726.70	4,172.10	5,275.3
	輸入（百万米ドル）	5,347.30	6,753.70	8,066.1	10,260.9
財政赤字（対 GDP:%）		2.7	4.9	9.3	14.9
経常収支（百万米ドル）		-	-	△2,151.5	△3,473.5

出典： National Development Planning Commission, Ghana, 2008 Annual Progress Report, 2008

(4) ガーナ国政府の開発戦略と課題

ガーナ国政府は、これまでに長期国家開発計画や貧困削減戦略文書を通して、「貧困削減を伴う経済成長」を目指し、開発に取り組んでいる。同政府は1995年1月に25年間の長期国家開発計画であるGhana Vision 2020を公表し、2020年を目処に中所得国入りを現実するという大目標を掲げ、「人間中心の開発」をテーマに①人材開発、②経済発展、③農村開発、④都市開発、⑤国家開発のための環境整備の5分野に重点においている。

一方2002年に発表され、2003年6月に世界銀行や国際通貨基金（International Monetary Fund）（以下、「IMF」という）にも承認された貧困削減戦略文書（Ghana Poverty Reduction Strategy）（以下、「GPRS」という）（2003-2005年）は、Vision 2020の流れを受け継ぎ、MDGs目標も取り入れている。大目標を「経済成長による富の創出及びその平等な分配を通じての貧困削減」とし、①マクロ経済の安定維持、②生産の向上と雇用促進、③人材開発と基礎サービスの改善、④社会的弱者への対応、⑤ガバナンスの改善、をその達成のための重点課題としている。

GPRSの後続の第2次ガーナ国貧困削減戦略（GPRS II: Growth and Poverty Reduction Strategy II）（以下、「GPRS II」という）（2006-2009年）は、「2015年までに中所得国入りを実現」することを大目標とし、GPRSの基本路線を踏襲しつつも、より経済成長志向が強いものとなっている。重点課題として①民間セクターの競争力強化、②社会的弱者への対応を含んだ人材開発と基礎サービスの改善、③ガバナンスの改善、の3本柱としている。

表1-3 ガーナ国政府の開発戦略

開発戦略	長期国家開発計画 Ghana Vision 2020 (1995年発表)	ガーナ国貧困削減戦略文書 (Ghana and Poverty Reduction Strategy: GPRS 2003-2005)	ガーナ国貧困削減戦略文書 II (Growth and Poverty Reduction Strategy: GPRSII 2006-2009)
大目標	「2020年をめどに 中所得国入りを実現」	「経済成長による富の創 出及びその平等な分配を 通じての貧困削減」	貧困削減を伴った経済成長 「2015年までに中所得国入りを実現」
重点課題 ・分野	1. 経済発展	1. マクロ経済の 安定維持 2. 生産の向上と 雇用促進.	1. 民間セクターの競争力強化 1-1 民間セクターの開発 1-2 農業の近代化 1-3 道路・エネルギー・化学技術 1-4 ICT、観光、炭鉱 1-5 雇用創出・セーフティネット の拡大
	2. 人材開発	3. 人材開発と 基礎サービスの改善	2. 人材開発と基盤サービスの改善 2-1 教育、技能、人材開発 2-2 保健 2-3 家族計画 2-4 安全な水と衛生 2-5 都市開発 2-6 社会的弱者への支援
	3. 国家開発のため の環境整備	4. ガバナンスの改善	3. ガバナンスの改善 3-1 政治的ガバナンス (民主化、地方分権化、公共 セクター改革等) 3-2 経済的ガバナンス (財政政策管理、国際貿易管 理等) 3-3 良い企業統治 3-4 根拠ある決定の促進
	4. 都市開発	5. 社会的弱者への対応	
	5. 農村開発		

出典：外務省「ガーナ国別評価（第三者評価）報告書」、2010年

2009年にGPRS IIが終了し、翌年に発表された後継文書となる中期国家開発計画（Ghana Shared Growth and Development Agenda）（以下、「GSGDA I」という）では、基本的にGPRS IIの流れを受け継いでおり、具体的には以下を重点分野としている。⁴

- マクロ経済の継続した安定化の確保
- 民間セクターの競争力強化
- 農業近代化と天然資源管理の推進
- 石油とガス開発
- インフラと居住環境の開発
- 人的資源開発、雇用、生産性
- 透明性や説明責任の高いガバナンス推進

4 National Development Planning Commission, Ghana Shared Growth and Development Agenda (GSGDA) (2010-2013), December 2010

GPRS、GPRSII、GSGDA Iといった一連の国家開発計画を通じて、「ガバナンスの強化」が重視されており、とりわけ行政サービスの改善に向けた積極的な取り組みが叫ばれている。その一環として、国家公務員の能力強化が重視されている。

(5) MDGsの進捗状況

2000年9月に採択された国連ミレニアム宣言と1990年代に採択された主要な国際開発目標を統合して、2001年に21世紀の国際共通目標として発表されたのがMDGsである。そこでは教育、保健・医療を中心とする8つの目標を2015年までに達成することが求められている。

表1-4 ミレニアム開発目標 (MDGs)

	目標項目	内容
目標 1	極度の貧困と飢餓の撲滅	<ul style="list-style-type: none"> ● 極度の貧困半減 ● 生産的かつ適切な雇用 ● 極度の飢餓人口の半減
目標 2	初等教育の完全普及の達成	<ul style="list-style-type: none"> ● 初等教育の完全普及
目標 3	ジェンダー平等推進と女性の地位向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 初等教育での女性の就学率改善 ● 女性賃金労働者の割合向上 ● 国会における女性議員の拡大
目標 4	乳幼児死亡率の削減	<ul style="list-style-type: none"> ● 5歳未満児童死亡率 2/3 削減 ● はしか予防接種の普及
目標 5	妊産婦の健康の改善	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊産婦死亡率 3/4 削減 ● リプロダクティブヘルスへのアクセス
目標 6	HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延の防止	<ul style="list-style-type: none"> ● HIV/エイズ蔓延防止 ● 結核蔓延防止
目標 7	環境の持続可能性確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 森林破壊防止 ● 安全飲料水のない人口割合の半減 ● 衛生施設のない人口割合の半減 ● スラム居住者の生活改善
目標 8	開発のためのグローバルなパートナーシップの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● インターネット利用者の拡大

出典： United Nations, Millennium Development Goals:2009 Progress Chart, 2009

ガーナ国では概ねMDGsを達成することが予想されているが、保健分野の目標4（乳幼児死亡率の削減）と目標5（妊産婦の健康の改善）については期限である2015年までには達成困難とされており、早急な対策が求められている。

1-3 わが国の対ガーナ国援助についての方針

ガーナ国は日本にとってアフリカにおける援助重点国のひとつとなっている。2006年9月に国別援助計画が改訂されたが（2012年3月現在改訂中）、そこでは同国支援の方針を、ガーナ国政府が進めているGPRS IIが目指す「貧困削減を伴った経済成長」を後押しするものとし、その一環として「地方・農村部の活性化」及び「産業育成」の2つを重点開発課題として位置づけた。それに加え、セクター横断的にこれらの開発課題に対処する観点から、「行政能力向上・制度整備」に取り組むこととした。

以上の方針に則って協力を展開するにあたり、わが国は戦略プログラム（SO：Strategic Objective）及び協力プログラムを設定して、事業を実施している。

表1-5 日本の援助 対ガーナ国開発目標と重点開発課題

開発目標：貧困削減を伴った経済成長	
重点開発課題	内容
地方・農村部の活性化 ・ 農業振興【SO1】 ・ 貧困地域における基礎生活環境の改善【SO2】	農産物の生産性向上及び小規模農家の収入増加を図るため、生産基盤強化、農民の能力開発・組織化、農工間の連携、農産物加工、マーケティング等に取り組み、これらとの相乗効果を高めるために同時に農産物を消費地へと輸送するためなどのインフラ整備への支援を行う。（戦略プログラム1：農業振興） また、地域住民の健康状態を改善し、住民一人一人が生活に必要な知識・技能を身につけることにより農村の生活環境を改善すべく、地域保健改善、保健医療行政強化、感染症対策、基礎教育へのアクセス改善等に取り組む。（戦略プログラム2：貧困地域における基礎生活環境の改善）
産業育成 ・ 民間セクター開発【SO3】 ・ 産業人材育成【SO4】	中小零細企業を中心とする民間セクター主導による経済活動の活性化を図るため、農工間のリンケージに留意し、付加価値の高い農産品加工や農工業生産から流通までの活動を支援する製造業振興に取り組むとともに、潜在性のある観光業振興、必要な政策立案、ビジネス環境整備などに取り組む。（戦略プログラム3：民間セクター開発） また、それを支える産業人材の育成を、TVET（技術と職業のための教育と訓練）や理数科教育の質の向上、教育行政能力の向上を通じて支援する。（戦略プログラム4：産業人材育成）
行政能力向上と制度整備	「地方・農村部の活性化」と「産業育成」の2つの援助重点開発課題の達成を促進し、また成果の持続性を確保するために、中央ならびに地方行政機関の人材の能力強化と制度整備を支援する。 とりわけ重点協力領域として、財務管理・開発計画などについて、地方行政機関や中央省庁の管理能力の向上、政策制度づくり、執行能力の強化支援を行う。その際、地方分権化の流れに沿って、中央と地方の相互補完機能の強化にも重点的に取り組む。

出典：外務省「対ガーナ国別援助計画」2006年をもとにコンサルタント作成

1-4 他ドナーの援助動向

構造調整政策の採用以降（1983年～）、わが国を含む多くのドナーは、ガーナ国を対アフリカ開発支援の一つの拠点と見なし、多額の資金を投入してきた。ガーナ国は1990年代半ばから保健・教育分野でセクター・プログラム・アプローチを採用している。政治的安定（ガバナンス）についてもドナーよりアフリカの優等生と評価され、1999年には世銀の「包括的開発フレームワーク（CDF: Comprehensive Development Framework）」⁵のパイロット国となり、より最近では一般財政支援に日本を含む多くのドナーが参加している。

5 CDFは、世銀ウォルフェンソン総裁のリーダーシップのもと実施に移され、持続的成長と貧困削減を達成するためには、マクロ経済・財政・金融面のみならず、政府・制度・社会等に対して包括的に対応する必要があるとするコンセプトに則って策定されているもの。（出典：開発金融研究所 大野純一「[報告]プログラム援助調査—国際収支支援からセクター・一般財政支援へ移行する援助手法—」）

表1-6 主要ドナーの支援概要

ドナー	重点領域	支援規模
世界銀行 (MDBS) (Multi-Donor Budget Support)	経済成長、MDGs達成、不平等改善を目的に、幅広い分野(12セクター)で支援を実施	現在のプログラムは3年間で約14億ドル (FY2009-11)。次のプログラムは約13億ドルの予算。
アフリカ開発銀行 (MDBS)	農業、インフラ(電力、運輸、水)、広域支援を中心	2008年は989.7百万ドル(コミット)うち、140百万ドルはMDBS
EU (MDBS)	インフラ、ガバナンス、民間セクター開発を中心	2008年-2013年の予算は367百万ユーロ。前CASから予算増額。
USAID	保健、教育、HIV/AIDS、ガバナンスを中心	2009年は115百万ドル、2010年は140百万ドルと最近増加傾向
ドイツ (MDBS)	農業、民間セクター開発、ガバナンスを中心	2007-2008年は53百万ユーロをプレッジ
デンマーク (MDBS)	保健、地方分権、ガバナンス、民間セクター開発を中心	2009年の予算約70百万ドル。うち37.5%が財政支援(一般及びセクター)
カナダ (MDBS)	水と食料安全保障、ガバナンス、北部貧困削減を中心	2006-2007年支援額は69.3百万ドル

出典： 外務省「対ガーナ国別援助計画」、2006年

(1) 修士課程を対象とした他ドナーによる奨学金プログラム

本事業における協力準備調査の一環として、コンサルタントが補足調査を実施し、他ドナーによる奨学金プログラムについては以下のとおり判明した。

ガーナ国では、JDS事業のように奨学金プロジェクトオフィスを構え募集説明会を行って応募促進をする奨学金制度はなく、すべて応募者自身が大学についての情報収集をして応募する形式である。

ガーナ国では、JICA長期研修員等として、MOFEP, 国家開発計画委員会 (National Development Planning Commission) (以下、「NDPC」という)、ガーナ統計局 (Ghana Statistical Service) (以下、「GSS」という)、ガーナ中央銀行 (Bank of Ghana) (以下、「BOG」という) 等、日本の大学に修士課程も含めて留学しているが、それ以外にも様々な国の奨学金制度が存在する。

下表が、ガーナ国の公務員向けに提供されている、修士課程を対象とした奨学金である。

表1-7 他の奨学金プログラムについて

	イギリス政府 (DFID)	デンマーク政府 (DANIDA)	オランダ政府 (NEP)	ユニセフ	世銀	中国	韓国 (KOICA)	インド
管轄省庁	MOFEP							
主な対象機関	全ての省庁	MOH,GHS	全ての省庁	NDPC	NDPC	MOFEP	全ての省庁	全ての省庁
対象人数	少数	少数(2008年以降は中止中)	10名程度 毎年公募	少数(1人程度) 最近は募集なし	少数(1人程度) 毎年募集	今年1人応募(通常はない)	毎年5名程度	毎年5名程度
大学院・学部	応募者が英国の大学院より選ぶ(大学、学部は多岐にわたる)	応募者がデンマーク国内の大学院より選ぶ(学部はターゲット機関に関連する学部)	応募者がオランダ国内の大学院の中から選ぶ(大学、学部は多岐にわたる)	応募者が選ぶ(世界中の様々な大学から選べ、分野は多岐にわたる)	応募者が選ぶ(世界中の様々な大学から選べ、分野は多岐にわたる)大学の推奨リスト有り	公共政策の大学院(1年コース)への応募が今年のみ開催。受入先大学名は不明	公共政策、国債貿易、開発学、経済が対象分野。受入先の韓国の大学は複数あり(1年半~2年の修士課程)	人事、ITCの2分野が対象。受入先のインドの大学は複数あり(1~2年の修士課程)
募集選考	応募者が先に大学からの入学許可を得た後に、Web-site や各ガーナ事務所(あるいは大使館)で入手する書式に記入し応募後に選考される。					大使館を通じて募集選考	候補者を省庁内で決めて推薦し、大使館(またはKOICA)で選考。	候補者を省庁内で決めて推薦し、大使館で選考。
説明会	候補者への説明会はない(MOFEPを通じて関連省庁にレター通知のみ)							

出典： 補足調査結果をもとにコンサルタント作成

1) オランダの奨学金プログラム (the Netherlands Fellowship Program) について

博士課程、修士課程、ショートコースの3本柱の奨学金制度。57カ国の途上国で実施中である。様々な大学と学部（農業と林業、漁業、都市計画、美術、ビジネスマネジメント、教育、工学、環境、法学、広報、数学、コンピューターサイエンス、薬学、保健衛生、栄養、観光、自然科学、社会学等）から選択可能である。

募集選考については、特に奨学金専用の事務所があるわけではなく、オランダ高等教育国際協力機構（NUFFIC：Netherlands Organization for International Cooperation in Higher Education）のヘッドオフィスと大使館が対応している。対象は公務員（民間企業は対象外）である。応募方法は応募者が希望したオランダの大学（各分野にリスト化された大学ガイドブックが各省庁に配布される）に直接応募し、入学許可が下りた後に、省庁に配布されているNFP奨学金のフォーマットに記入しオランダ大使館へ提出する。そこから選考が始まり、合格すれば奨学生としてオランダの大学に留学することが可能となる。

説明会は特になく、ガイドブックが各省庁に配布されるだけのため、MOFEPによれば、奨学金制度を知らない人も多いとのことであった。

人数については毎年、予算の影響で変更されるようである。MOFEPオランダ国援助担当者によれば、最近インターネットを通じて個人で応募するので省庁側も詳しい応募数は把握していないが、省庁全体で毎年10名程度ではないかとのことであった。

2) その他主な奨学金

・ デンマーク政府奨学金

2008年以降は実施されていないが、主に保健分野にターゲットを絞った修士プログラムやショートコースの制度である。MOH及びGHSが対象となっていた。

・ ユニセフ奨学金

毎年開催されないが、NDPCが対象機関となったことのある奨学金制度である。2年前に募集があったが、現在は実施されていない。

・ 世界銀行奨学金 (Joint Japan/World Bank Graduate Scholarship Program)

全世界を対象とした公務員向けの留学制度。インターネットを通じて世界各地の大学リストの中から個人で応募する。

世銀やユニセフ奨学金では、日本を含む世界中の大学（ただし、主に英語圏）から大学を選択することとなり、学部も多岐にわたる。

・ 英国政府の奨学金

ブリティッシュカウンシルが英国の大学院への奨学金を提供している。イギリス国内の大学であればどこでも選べて学部も多岐にわたる。ガーナ国のみならず世界中で実施され、民間人も含め応募できる。一方英国国際開発省（DFID: Department for International Development）は旧イギリス宗主国の途上国で広く実施されている公務員向けの修士奨学金制度を有する。

第2章 JDS事業の内容

2-1 JDS事業の概要

JDS事業は、平成21年度の受入から新方式として、その目的を各国の行政能力の向上とし、将来各国の課題解決のための政策立案ができる人材を対象とすることになった。また、4期にわたり分野、対象機関、受入大学を同一とすることで、行政官個人、ひいては行政官の所属対象機関の政策立案能力・事業運営能力を向上させ、各国の開発課題の解決に資することを目指している。

(1) 事業の枠組み

1) 事業（プロジェクト）目標

対象機関における行政に携わる人材の経済政策、金融政策、財政管理に関する能力が向上する

2) 業務対象地域・国

本邦及びアクラ周辺（郊外を含む）

3) 留学生受入上限人数

毎年5名/年（4年間で最大20名）

4) サブプログラム（JDS重点分野）・コンポーネント（JDS開発課題）

- ① サブプログラム： 行財政機能の強化
コンポーネント： 行財政能力の向上
- ② サブプログラム： 基礎的な社会サービスの拡充
コンポーネント： 基礎的な社会サービスの拡充（保健政策強化支援）

5) 実施体制

ガーナ国政府、在ガーナ日本大使館及びJICAガーナ事務所の各代表者により構成されるJDS運営委員会の協力のもと実施することとなる。運営委員会では、主に①実施方針、②事業日程、③受入分野、④募集対象機関、⑤受入大学、⑥選考方法、⑦JDS候補者確定について協議を行う。

6) 想定される対象機関

- ① MOFEP、NDPC、GSS、BOG
- ② MOH、GHS

7) 対象者

帰国後、直ちに政府の中核で政策立案等の実務に携わることができ得る人材が対象であり、修士課程に限定する。

(2) 第1回運営委員会における合意事項

2011年9月5日から9日まで、東京よりガーナ国JDS事業に係る協力準備調査団が派遣され、コンサルタントも調査団の一員として参加した。

協力準備調査の目的は以下のとおり。

- ・ JDS事業、実施体制等の説明をガーナ国側に行い、協力準備調査の目的や方法についてガーナ国政府に説明し理解を得る
- ・ JDS事業で対象となるサブプログラム、コンポーネント、募集対象機関、留学生受け入れ人数、受入大学等について協議し、合意する
- ・ 募集選考スケジュールについて説明し、募集選考方法や資格要件について協議し、合意する

同調査中の9月7日に第1回運営委員会が開催され、下記が合意された。

日時	: 2011年9月7日
場所	: MOFEP会議室
参加者	: 運営委員会メンバー
	● 日本側 : 在ガーナ国日本大使館、JICAガーナ事務所
	● ガーナ国側 : MOFEP、MOH、GHS
内容	: JDS事業に関する協議と枠組みの合意

1) 協議結果と合意事項

A. 無償資金協力におけるガーナ国政府負担の発生

JDS事業は無償資金協力であることから銀行口座手数料の負担が発生する旨、調査団よりMOFEPに説明を行ったところ、先方はこれまでの一般無償案件の経験により、銀行手続きを熟知しており、JDS事業においても発生する手数料をガーナ国側で負担することについては了解済みである、との回答を得た。

B. 実施体制について

年2回開催されることになるJDS事業の運営委員会について、日本側は日本大使館とJICAガーナ事務所、ガーナ国側はMOFEP、MOH、及びGHSが参加することとなった。

運営委員会では共同議長とせず、議長はMOFEP、副議長を日本大使館が勤めることが決定した。

協議の結果、神戸大学にコンポーネント1「行財政能力の向上」で3名、国際大学にコンポーネント2「基礎的な社会サービスの向上（保健政策強化支援）」で2名、受け入れることを決定した。なお、対象機関については毎年運営委員会において必要に応じて見直されることになった。

C. 受入計画の承認

協議において合意された具体的な受入計画は以下のとおり。

表2-1 協議にて合意された受入計画

サブプログラム	行財政機能の強化 (Enhancement of Governance and Financial Administration)	基礎的な社会サービスの拡充 (Improvement of Basic Social Services)
コンポーネント	行財政能力の向上 (Development of Governance and Financial Capacity)	基礎的な社会サービスの拡充 (保健政策強化支援) (Improvement of Basic Social Services (Support for Health Policy))
背景	<p>現在、ガーナ国経済は主要輸出品 (外貨収入源) の金・カカオ豆の国際価格の高止まりと、2010年後半からの石油生産開始を主な要因として、短期的には安定した経済成長が見込まれている。他方で、前政権による政府滞納金の財政収支における赤字や、経常支出の超過等の問題があり、財政面での課題は依然として大きい。また、同じく2010年に一人当たりGDP算出方法の変更がなされ、約650米ドル (2009年) から約1,100米ドル (2010年) に上方修正され中所得国入りしたが、貧富の格差拡大が引き続き深刻な問題であるとされている。</p> <p>こうした背景のもと、2010年に発表されたガーナ国の新国家開発戦略 (GSGDA I: Ghana Shared Growth and Development Agenda) においても、マクロ経済の安定は最重要課題の一つに掲げられており、早急な財政健全化に向けた取組みが求められているが、財務経済計画省を初めとする関係機関に十分な能力を有する職員が配置されていない現状がある。</p> <p>また、公共支出管理が脆弱であるとのIMFの指摘もあるところ、わが国はこうした公共財政管理の重要性に鑑み、一省庁 (食糧農業省) の予算立案、実施、モニタリングの面において総合的な財務管理の改善を図るプロジェクトを実施中である。それと併せて、財務経済計画省において、中長期的に財政改革に取り組む人材を育成することは、ガーナ国政府全体への裨益にも繋がり協力意義が高い。更には、今後円借款を開始予定のわが国にとって、ガーナ国政府の債務持続性を向上させていくことは、対ガーナ国への中長期的な支援内容に影響を与えるため、その観点において協力の必要性は高いと見込まれる。</p>	<p>当地においてMDG4 (乳幼児死亡率の改善) , 5 (妊産婦の健康の改善) の達成が困難と見込まれる中、保健セクターの最大の課題は母子保健の改善である。既にガーナ国政府による「第3次保健セクター5ヶ年計画 (2007-2011) 」の中で母と子の健康は優先課題として位置付けられていたが、当地保健セクター (ドナー、政府) は、昨今の母子保健の進捗状況 (特に妊産婦死亡率の成果の遅れ) を考慮し、2010年9月のMDG首脳会合に合わせる形で、ガーナ国政府主導の「MDG促進枠組み (MAF: Millennium Development Goal Acceleration Framework) 」と「 (MDG4及び5の取り組みを示した) 共同行動計画 (JAP: Joint Action Plan)) 」を策定した。これを踏まえ、当国は(a) 家族計画の改善、(b) 医療従事者による分娩介助の増加、(c) 緊急産科・新生児ケアの改善を優先的介入方法として推進しており、JICAは「アッパーウエスト州地域保健機能を活用した妊産婦・新生児保健サービス改善プロジェクト」を中心とした母子保健システム強化プログラム (仮称) を実施予定。他方、全体的な底上げとして、これらの介入を適切に実施するためには、行政官の人材管理、ロジスティクス (機材・薬品) 管理、設備管理、財政管理 (サービス・デリバリーのための資金管理) 、計画評価モニタリングの能力強化が必須な状況にある。</p>
受入大学	神戸大学国際協力研究科	国際大学国際関係学研究科
取得学位	経済学修士	国際関係学修士または経済学修士
受入数	12名 (3名×4バッチ)	8名 (2名×4バッチ)
運営委員会	MOFEP、MOH、GHS、日本大使館、JICAガーナ事務所	
対象機関	MOFEP、NDPC、GSS、BOG	MOH、GHS

D. 応募資格要件

留学生候補の主な応募資格要件は以下のとおりとなった。

- ・ 来日年度4月1日時点で、22歳以上39歳以下の者
- ・ 実務経験が3年以上ある者
- ・ 他ドナーの奨学金を受けて海外の大学で修士号を取得していない者

E. 主管省庁

MOFEPを「行財政能力の向上」分野及び「基礎的な社会サービスの拡充（保健政策強化支援）」分野双方の主管省庁とすることで合意された。対象機関への応募勧奨依頼、出願書類の取りまとめについても同省が行うこととなった。

F. JDS事業のプロジェクトオフィスについて

GHSの一室をJDS事業のプロジェクトオフィスとしてコンサルタントに提供することで合意された。ただしプロジェクトオフィス家具や備品については一切ないため、それらをコンサルタントが購入することとなった。また、電気代については現在中央省庁が一括して負担しているが、今後各機関がそれぞれ負担することが予定されており、その際にはJDS事業のプロジェクトオフィスが個別に電気メーターを設置し支払うことになった。

なお、運営委員会で承認された協力準備調査の協議議事録 (Minutes of Discussion) (以下、「M/D」という) を別添4に記す。本協議議事録はガーナ国側の事情により、協力準備調査官団員の帰国後である2011年9月13日に、MOFEPのChief DirectorであるEnoch Herman Cobbinah氏とJICAガーナ事務所長 稲村次郎氏との間で署名された。

(3) 対象機関に対する補足（状況確認）調査の実施

補足調査の一環として、対象機関に対して各サブプログラム／コンポーネントの対象機関の状況（応募資格要件を満たしうる潜在的な候補者数、人材育成計画及びニーズ、当該機関における課題等）を把握するため、補足調査を実施した。

1) 調査方法

事前に質問票を作成し、JICAガーナ事務所を通じて6対象機関に対して配布した。また、現地では対象機関を訪問し質問票をもとにヒアリング調査、または質問票の取り付けを行った。

2) 調査内容

- ・ 組織としての役割、課題、研究ニーズ
- ・ JDS事業応募条件に合致した職員数
- ・ 他ドナーによる修士プログラム制度の有無

- ・ 帰国後の復職の可能性

3) 対象機関の抱える課題と本邦大学に期待するテーマについて

補足調査の結果、各コンポーネントにおける対象機関の抱える主な課題と本邦大学に期待するテーマについては概ね以下のとおりであった。

【コンポーネント：行財政能力の向上】

対象機関名	主な課題	本邦大学に期待する研究テーマ
MOFEP	経済政策策定、政策モニタリング・評価、 財政管理、経済予測が可能な行政官の人材不足	経済運営、財政管理、経済予測、計画策定、ICTの分野
NDPC	政策策定、政策モニタリング・評価手法	経済分野での政策策定、政策実施プロセスのモニタリングと評価
GSS	効果的な人的資源管理情報システムや、 行政官の政策策定能力の開発・訓練、ICT分野での訓練	サンプリング手法、各種統計分析手法 (経済・工業・社会・人口統計)
BOG	組織の戦略に沿った政策策定能力の開発・訓練	法律(国際法、企業法、ガバナンス等)、 経済政策、銀行の監督、歳出入管理

【コンポーネント：基礎的な社会サービスの拡充（保健政策強化支援）】

対象機関名	主な課題	本邦大学に期待する研究テーマ
MOH	政策策定、モニタリング・評価、資源の 配分(resource mobilization)、計画策定 に係る適切な人材の不足	効果的な政策策定、適切な資源配分、 効果的な政策実施プロセスのモニタ リング・評価の手法
GHS	保健人材のマネジメント(成果管理の手法、 保健従事者の評価手法)が不十分。 保健財政管理、保健サービスデリバリー に従事するスタッフの能力不足	保健財政管理、保健サービスデリバリー についての研究

すなわち、対象機関が認識している主な課題と、各機関が本邦大学側に希望する留学生の研究テーマとがいずれも合致することが判断された。

対象機関に対する詳細の調査結果を別添7に示す。

4) その他対象機関に対する補足調査結果

また、補足調査では以下についても確認されたが、いずれもJDS事業を4バッチ実施する上での制約にならないことが確認された。

- ・ 年齢枠、勤務年数、他ドナーによる奨学金への過去の受給有無等を調査した結果、6対象機関すべてにおいて、JDS事業の応募条件を満たす行政官が十分存在し、どの機関も4年間応募者を推薦し続けることが可能であることが確認された。
- ・ 留学期間が終了してからの、JDS留学生の対象機関への復職の可能性について、どの機関からも問題なく復職できるとの回答を得た。ガーナ国では全省庁について、留学前に留学者と契約書を結び、復職後少なくとも3年間は勤務することを義務付

けている。なお、いずれの機関からも、留学が昇給・昇進に影響するものではなく、むしろ個人の能力次第であるとの回答を得ている。

- ・ 他ドナーの奨学金による修士レベルの留学生は、多い対象機関で年間数名ずつ（MOFEP）であり、少ない対象機関では皆無（MOH, GHS）である。JDS留学生の応募条件のひとつである、「他ドナーの奨学金を受けて海外の大学で修士号を取得していない者」に抵触する候補者が多くはないと考えられる。
- ・ ガーナ国の公用語は英語であり、小学校から大学まで一貫して英語による教育が行われている。また、省庁における業務についてもすべて英語が用いられている。欧米の多くの大学ではガーナ人留学生に対して、応募の際に英語検定試験（TOEFL, TOEIC）結果の提出を免除している。したがって対象機関からのJDS事業応募者についても英語力については問題にならないと考えられる。

2-2 JDS事業の事業規模設計

前項で述べた受入計画に基づき、2012年度来日留学生に係る第1バッチの事業費を積算した。事業費積算に関し以下を前提とした。

実施経費

- 2012年度来日留学生につき、受入大学を神戸大学3名、国際大学2名として出願・検定料、入学料、授業料、奨学金の積算を行った。
- 2013年度来日留学生について大学入試のための出願検定料について積算した。
- 特別プログラム経費につき、留学生1人あたり年間50万円で積算した。

役務経費（ガーナ国内）

- 来日前オリエンテーションにつき、5日間程度の実施を想定して見積もった。
- JDS事業のプロジェクトオフィスについてはGHSが提供することになったため、プロジェクトオフィス借上については電気代のみの計上とした。
- 2013年度来日留学生についての募集・選考経費を計上した。
- ガーナ国におけるインフレ率を考慮し、積算に反映させた。

役務経費（日本）

- 留学生来日時期を2012年8月下旬とした。
- 留学生は、来日後5日間程度東京でオリエンテーションを受講後、それぞれの大学に移動する予定とした。神戸大学への留学生は下宿に入居、国際大学学生は入寮を予定している。
- 留学生の帰国時期は、国際大学が2014年7月、神戸大学が同年10月とした。

以上の積算条件により、ガーナ国にてJDS事業を実施する場合の概略総事業費は1.12億円となり、下表のとおりと見積もられる。ただし、この額は交換公文上の供与限度額を示すものではない。

表2-2 ガーナ国人材育成事業 概略総事業費

平成24年度 概略事業費総括表

(ガーナ国)

(1) 予算年度区分

調査:平成24年度

本体事業:平成24年度から平成26年度(3カ年国債)

(2) 概略事業費等

(単位:千円)

区分	金額(千円)	ターム1	ターム2	ターム3
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
1. 実施経費(支払代行経費)	53,825	18,129	21,113	14,583
(小計)				
1-1 大学直接経費 (入学金、授業料、他)	15,157	4,850	6,922	3,386
1-2 留学生受入直接経費 (航空運賃、支度料、奨学金、他)	28,872	9,546	9,192	10,134
1-3 留学生国内経費 (来日時・帰国時に係る移動経費、宿泊経費)	2,295	1,233	0	1,063
1-4 特別プログラム経費	7,500	2,500	5,000	0
2. 役務提供経費	27,589	21,802	4,251	1,536
(小計)				
2-1 現地活動経費 (旅費、ナショナルスタッフ人件費、事務所借上費、他)	13,657	11,474	2,183	0
2-2 募集選考支援経費	4,855	4,855	0	0
2-3 事前研修経費	553	553	0	0
2-4 留学生用資材費	405	405	0	0
2-5 留学生保険加入費	1,390	1,390	0	0
2-6 来日後ブリーフィング /オリエンテーション経費	1,607	1,607	0	0
2-7 モニタリング経費	2,327	665	1,330	332
2-8 受入付帯経費(突発対応)	990	330	330	330
2-9 特別プログラム支援経費	816	408	408	0
2-10 大学会議経費	115	115	0	0
2-11 帰国プログラム(本邦)経費	713	0	0	713
2-12 帰国プログラム(現地)経費	161	0	0	161
3. 実施代理機関人件費	30,745	20,522	7,717	2,506
(小計)				
3-1 直接人件費	21,961	14,659	5,512	1,790
3-2 管理費	8,784	5,863	2,205	716
<計>	112,159	60,453	33,081	18,625

平成24年度3カ年国債 概略事業費総計

112,159

(1) ガーナ国負担経費

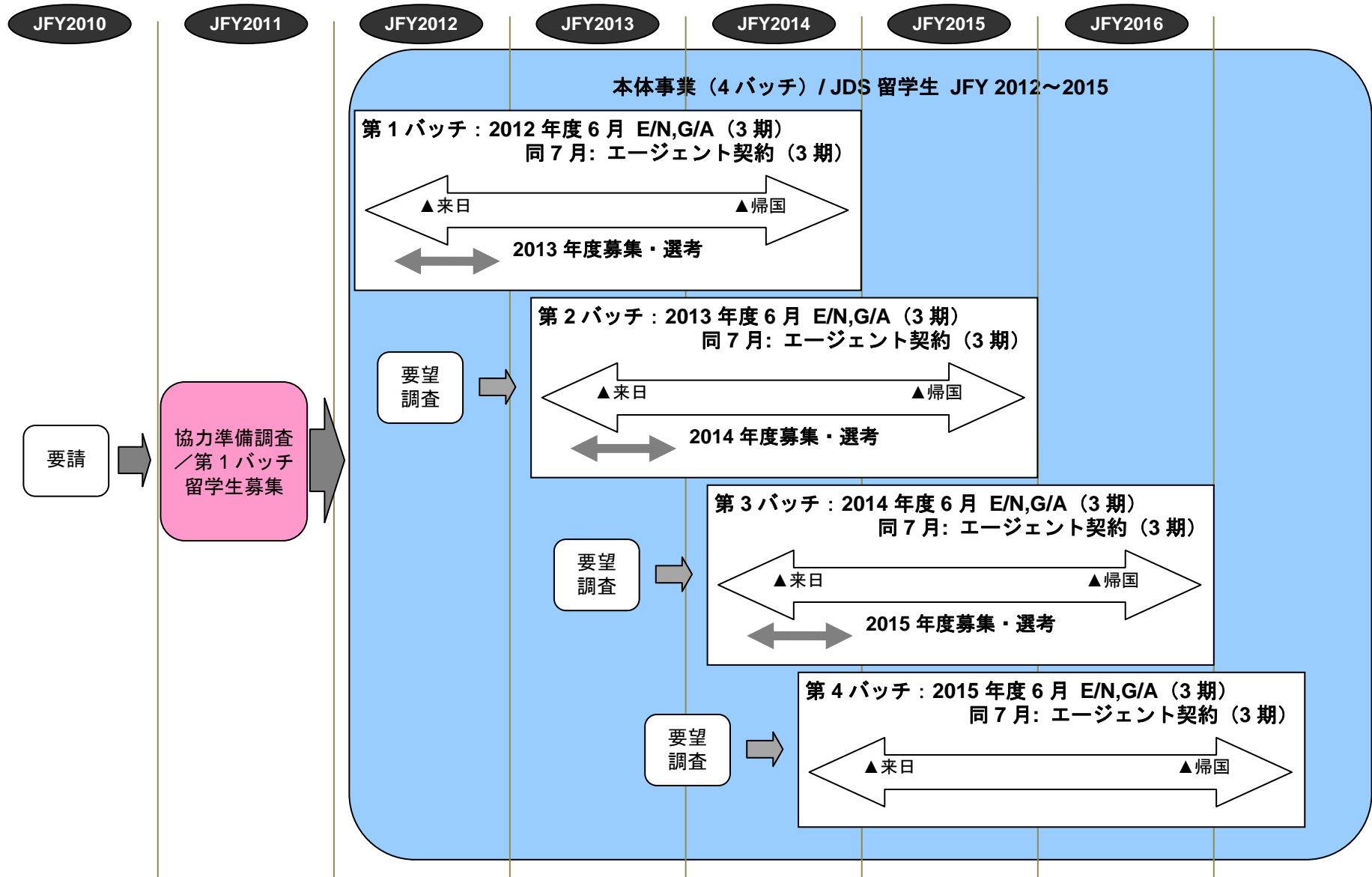
なし

(2) 積算条件

- 1) 積算時点 : 平成24年3月
- 2) 為替交換レート : 1US\$ = 77.39円 1US\$ = 1.5655 GHC
- 3) その他 : 積算は、日本国政府の無償資金協力の制度を踏まえて行うこととする

2-3 JDS事業のスケジュール

2011年度に実施された協力準備調査により策定された2012年度以降における4バッチ分のJDS事業のスケジュールは以下のとおりと想定されている。具体的には年度ごとに各バッチの交換公文（Exchange of Notes）（以下、「E/N」という）及び贈与契約（Grant Agreement）（以下、「G/A」という）が締結される。JICAが協力準備調査を手掛けたコンサルタントを、ガーナ国に対し本事業の実施代理機関（エージェント）として推薦し、コンサルタントはE/N及びG/A後に同国政府と実施代理（エージェント）契約を結び、本事業を支援する。



出典: JICA提供資料をもとにコンサルタント作成

図2-1 ガーナ国JDS事業 (4バッチ) のフローチャート

2-4 相手国負担事項の概要

2-1項でも述べたが、協力準備調査で調査団と合意された、本事業におけるガーナ国政府の物理的・金銭的な負担事項としては以下が挙げられる。

(1) 物理的・金銭的な負担事項

1) プロジェクトオフィスの提供

JDS事業のエージェントプロジェクトオフィスとして、GHSが事務所の一室をコンサルタントに対して提供されることで合意した。

2) 無償資金協力における銀行手数料の負担

他の無償資金協力と同様に、本邦銀行の手数料についてはガーナ国政府が負担することで合意した。

(2) 本事業におけるガーナ国政府の役割

また、ガーナ国政府のJDS事業における役割としては以下が挙げられる。

- ・ MOFEPは、全コンポーネントの主管省庁として応募書類の取りまとめを行い年2回の運営委員会における議長を務める等、管理的な役割を担う。
- ・ 運営委員は、運営委員会を年2回開催し、留学応募者のうち最終選考合格者を決定する。
- ・ 留学生の留学期間中は、エージェントを通じて留学生に対し定期的にモニタリングを実施することにより事業進捗や懸案事項の確認を行い、必要に応じて協議を行う。
- ・ 留学生のガーナ国帰国後は留学生の帰国報告会を開催し、日本への留学成果を把握する。また、留学生が所属省庁に戻り、留学成果を発揮できる部署に配属されるよう努力する。

2-5 フォローアップ

帰国留学生に対するフォローアップとして、①留学生の帰国直後に帰国報告会を実施②帰国後3年目を目途に帰国留学生と留学生上司に対するアンケート調査の実施、を行う予定である。

(1) 留学生帰国直後の帰国報告会概要

時 期	: ガーナ国帰国後の早い時期
参 加 者	: 帰国留学生、運営委員会、対象機関の帰国留学生上司、日本大使館、JICAガーナ事務所、エージェント、等
報告会内容	: <ul style="list-style-type: none">・ 日本に留学した結果としての開発課題に関する専門知識の習得状況・ 研究成果やその成果を活かした対象機関におけるキャリアプラン及びアクションプランの発表・ 日本での人的ネットワーク構築の成果

(2) 帰国後3年目に、帰国留学生と留学生上司に対するアンケート調査の実施

JICAは、留学生の帰国後3年目を目途に、アンケート調査を実施する。調査項目については、3-2項の通り、留学期間中の調査項目と同等の内容で実施することを提案する。

第3章 JDS事業の妥当性の検証

3-1 JDS事業で期待される効果

JDS事業で期待される効果としては、まず第一に、無償資金協力の対象国において将来社会・経済開発計画の立案・実施の担い手となり、指導者になることが期待される若手の行政官等を、本邦大学に受け入れることを通じて、政策立案・実施能力の育成を行うことが挙げられる。第二に、JDS事業では留学する行政官が帰国後にそれぞれの対象機関に復職することを前提としており、日本で身に付けた知識を組織内で共有することによる裨益効果、すなわち個人のみならず組織の社会・経済開発上の課題解決能力についても強化することが期待される。第三に、若手行政官が本邦大学に留学することにより人的ネットワークの構築を行い、日本の良き理解者として両国間の友好関係の強化に貢献することが挙げられる。本事業における留学生は、わが国の大学で専門知識の習得、研究、人的ネットワーク構築等を行い、自らの国が直面している課題を実践的に解決する専門知識を有する人材として活躍することが期待される。

次項で詳述するが、本事業では評価指標を設定し、事業開始当初、留学中、帰国後と定期的に計測することによって効果を測定する。

3-2 プロジェクト終了時評価のための補完・調査の実施

本事業では、第1バッチ留学生の来日開始から3年目である2015年に、ガーナ国JDS事業についての成果・課題等を確認するためのモニタリング調査を予定している。これは本事業の目標である、

- ・ 対象機関における行政に携わる人材の経済政策、金融政策、財政管理に関する能力が向上する

が達成される見込みが高いかどうか、先方政府等に状況を確認し、ガーナ国JDS事業のフェーズ2の実施の可能性について検討するものである。

また、帰国後の留学生に対しては、帰国後3年目に、JICAによるアンケート調査が実施される予定である。評価指標は、他のJDS事業と共通の

- ・ 帰国留学生の修士号取得
- ・ 帰国留学生の日本で研究した内容に深く関連する職場での勤務

となっている。

調査においては、単にJDS事業の目標がどの程度達成されたかどうかの検証に留まらない。留学生活は順調だったか、どんな課題に直面したのか、どうやって解決したか（あるいはしなかったか）、といったJDS事業の実施プロセスについても確認し、今後の同事業の計画に反映させるべく提言する、いわゆるPDCA（Plan, Do, Check, and Action）サイクルの視点も必要であると考えられる。

事業目標がどの程度達成されたか、そして実施プロセスはどうであったかの検証のために、留学前・留学中・留学後と様々な段階において、定期的にモニタリング・評価を行う予定である。

本事業におけるモニタリング・評価の対象としては、

- ・ 留学生の能力変遷と対象機関への裨益について
- ・ 留学生の日本での生活面・学術面について
- ・ ガーナ国JDS事業全般について

の3種類あると考えている。

表3-1 モニタリング・評価の対象、内容、手段

モニタリングの対象	内容	手段
留学生の能力変遷と対象機関への裨益 (モニタリング・評価A)	留学による留学生の能力(技能・態度)の変遷を計測し、対象機関への留学による成果の裨益はあったかを調べる	・ 留学生への面談、報告会、アンケート ・ 受入大学面談、アンケート ・ 留学生派遣元機関の直属上司に対するアンケート調査とインタビュー調査
留学生の日本での生活面 (モニタリング・評価B)	日本での生活面や学術面は順調かどうかを定期的にチェックする	・ 留学生への面談、アンケート ・ 受入大学面談、アンケート
ガーナ国JDS事業全般 (モニタリング・評価C)	同事業は順調に進捗しているか、課題はないか	・ 留学生への面談、アンケート ・ 受入大学面談、アンケート

一連のモニタリング及び評価を実施することにより、事業の各段階における効果を測定すると共に、進行中及び今後のJDS事業の改善に役立てる。

モニタリングの方法として、①留学生との面談・報告会やアンケートを通じたモニタリング・評価、②受入大学に対する面談やアンケートを通じたモニタリング・評価、③留学生派遣元機関上司に対するアンケート調査を通じたモニタリング・評価、の3種類を考えている。アンケートについてはより多くの対象者に実施することにより、より客観的に留学の効果を評価することが可能となると考える。

(1) 留学生との面談、報告会、アンケートを通じたモニタリング・評価

① 面談と報告会の実施

(「表3-1 モニタリング・評価の対象、内容、手段」モニタリング・評価 A、B、C)

留学期間中、定期的(四半期に1回程度)に留学生とエージェントとで面談し、研究面での効果測定や生活面についての状況、JDS事業全般に対する要望についてヒアリングを行い、必要に応じてアドバイスする。

- ・ **研 究 面** : 研究は順調か、研究目標の達成状況、研究ニーズとカリキュラムは合致しているか、課題は何か、将来研究結果をどのように役立てるか、教員とのコミュニケーションは順調か、留学の成果

- ・ **生活面** : 学生生活は順調か、精神的・肉体的に健康か、何か問題はないか、満足度と今後期待すること
- ・ **JDS事業全般** : 本事業への満足度と今後期待すること、安全管理は適切だったか、手続きや受入体制でエージェントに望むこと

また、留学生の帰国直前に本邦において、そして帰国直後にガーナ国において2回の帰国報告会を開催し、以下について留学の成果を発表してもらうことにより、留学の成果について評価を実施する。

帰国報告会の開催

タイミング	: 帰国直前と帰国直後の2回
帰国直前報告会出席者	: 受入大学教職員、エージェント、留学生
帰国直後報告会出席者	: 運営委員会、派遣元機関上司、在ガーナ国日本大使館、JICA ガーナ事務所、現地 JDS 事業プロジェクトオフィス、留学生
目的	: 留学が公務員としての能力向上にどの程度貢献したかについての把握と、留学の成果を活かすための本人への動機づけ
内容:	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクト目標の達成状況 ・ 研究成果やその成果を活かしたキャリアプラン及びアクションプランの発表 ・ 対象機関に留学の成果をどのように裨益させるかのアクションプランの発表 ・ 日本での人的ネットワーク構築の成果

② アンケート

(「表3-1 モニタリング・評価の対象、内容、手段」 **モニタリング・評価 A、B、C**)

留学生に対するアンケートを、時期を変えて実施することで留学効果を測定する。アンケートは回答率を向上させるために、なるべく選択方式にする、また回答を例えば10段階方式とし定量的に能力変遷の様子を把握しやすくするなど工夫を凝らす。頻度は留学直後、留学1年目、帰国前の3回実施することにより、留学によって技能（当該分野の開発課題に対する専門知識や技能、問題解決能力、論理的思考、判断力等）や態度（規律、倫理、責任感、熱意など）といった公務員に求められると考えられる能力がどのように変遷したかを測定する。これらのアンケート結果についてはモニタリングの一環として分析し、結果を表やグラフとしてビジュアル化するなどし、今後の本事業の改善に役立つよう、JICA、現地の運営委員会、対象機関等に対して提言を行う。

また、能力計測のためのアンケート配布と同時に、学業・生活面での状況についてやJDS事業への要望についても質問を行う。結果については6ヵ月おきにJICAと先方政府にレポートを提出し、今後のJDS事業全般の改善に役立てる。

アンケート調査の実施（留学生向け）

タイミング	: 留学直後、留学1年後、帰国報告会開催時の計3回
目的	: 留学による能力変遷、学業面や生活面についての状況把握
内容:	
留学生の能力向上	: 技能（当該分野の開発課題に対する専門知識や技能、問題解決能力、論理的思考、判断力等）や態度（規律、倫理、責任感、熱意など）
学業面	: 開発課題解決に対する知識の習得状況、研究成果、教員とのコミュニケーションは円滑だったか、研修中のトラブルの有無と内容、大学の留学・研修生支援は充実していたか
生活面	: 精神的・肉体的に健康か、悩みはないか
JDS 事業全般（受入プロセスについて）	: 受入プロセス・手続きは円滑か、受入に関するトラブルの有無と内容、本事業について今後期待すること、安全管理等

上記に加えて、JICA による帰国後3年目の調査においては「習得後の知識がどれだけ活用され、どれだけ対象機関に還元されているか」の観点からの質問もすることが望ましい。

- ・ 留学の成果を仕事にどのように役立てているか
- ・ 留学で構築したネットワークをどのように活用しているか
- ・ 昇進、昇給等、待遇の違いは生じたか
- ・ 留学で得た知識は対象機関にどのように裨益しているか
- ・ 帰国留学生が当該政策策定・制度構築に関連する部署に配属されたか
- ・ 対象機関の政策策定能力や制度構築にかかわる能力は帰国留学生により向上したか

(2) 受入大学に対する面談やアンケートを通じたモニタリング

（「表3-1 モニタリング・評価の対象、内容、手段」**モニタリング・評価 A、B、C**）

留学生への四半期に1度のモニタリングの際、大学留学生課や担当教官にも、留学生の学生生活が順調だったかについてヒアリングを行う。また、定期的な意見交換以外にも、留学生の病気や学業が不振な場合等必要に応じてエージェントが大学を訪問し、大学側とも意見交換を行い解決方法の糸口を探る。

受入大学の教官に帰国報告会に参加いただき、留学生の能力（技能・態度）の変遷についてアンケートを実施する。また、同時に学業面やJDS事業全般に対する要望についてもこの時に質問を行い今後のJDS事業にフィードバックを行う。

アンケート調査の実施（教官向け）

タイミング	: 帰国報告会開催時
目的	: 留学による能力変遷、学業面や生活面についてのモニタリング
内容:	
留学生の能力向上	: 技能（当該分野の開発課題に対する専門知識や技能、問題解決能力、論理的思考、判断力等）や態度（規律、倫理、責任感、熱意など）
学業面	: 開発課題解決に対する知識の習得状況、研究成果、留学生とのコミュニケーションは円滑だったか、研修中のトラブルの有無と内容
生活面	: 精神的・肉体的に健康であったか、悩みはなかったか
JDS 事業全般（受入プロセスについて）	: 受入プロセス・手続きは円滑か、受入に関するトラブルの有無と内容、本事業について今後期待すること、安全管理等

(3) 留学生派遣元機関の直属上司に対するアンケート調査とインタビュー調査

（「表3-1 モニタリング・評価の対象、内容、手段」 **モニタリング・評価 A、B、C**）

留学生の来日直前に留学生の所属機関の上司にアンケート調査を行う。また、JICAによる帰国後3年目のアンケートでは帰国留学生上司に対し、留学前と比べて留学後の能力にどのような変遷があったか、そして対象機関にはどれだけ留学による裨益があったかについて調査を実施し、その際は、運営委員会とJICAとで帰国留学生の職場を訪問し、帰国留学生のパフォーマンスや、職場への留学成果の裨益について、上司と同僚に対するヒアリングも併せて実施することを提案する。アンケートについては、JICAガーナ事務所を通じて催促を図るなどにより、回答率を向上させることが望ましい。

留学生派遣元機関の直属上司に対するアンケート調査・インタビュー調査

タイミング	: 留学直前と帰国から3年目（但し、帰国後3年目はJICAが実施）
目的	: 留学による能力変遷
内容:	
留学生の能力向上	: 技能（当該分野の開発課題に対する専門知識や技能、問題解決能力、論理的思考、判断力等）や態度（規律、倫理、責任感、熱意など）

上記に加えて、帰国後3年目の調査においては「習得後の知識がどれだけ活用され、どれだけ対象機関に還元されているか」の観点からの質問も行うことが望ましい。

- ・ 留学の成果を仕事にどのように役立てているか
- ・ 留学で構築したネットワークをどのように活用しているか
- ・ 昇進、昇給等、待遇の違いは生じたか
- ・ 留学で得た知識は対象機関にどのように裨益しているか
- ・ 帰国留学生は当該政策策定・制度構築に関連する部署に配属されたか
- ・ 対象機関の政策策定能力や制度構築にかかわる能力は帰国留学生により向上したか。それはなぜか

3-3 課題・提言

(1) 募集活動について

1) 広報資料の部数について

今年度は募集活動の一環として作成したチラシについて、当初印刷した100部がすぐに尽きてしまったため、2回の追加印刷を行い、最終的に予定の2.5倍にあたる250部を作成することとなった。

今年度の応募者に、どの広報媒体によって事業を知り、応募したかについてヒアリングをした結果、皆、省庁に貼ってあるポスターやチラシで日本の留学生募集について知り、その後JDS事業のホームページにアクセスをして応募していることが判明した。そのため、来年度は、もっとも有益な広報媒体であると考えられるチラシをさらに増やすことが望ましい。具体的には300部程度が目安であると考えられる。ポスターとガイドラインについては、今年度作成した数が適性であると考えられる。

表3-2 広報資料の今年度実績と来年度の予想

	2011年度 実績	2012年度 予想
ポスター	50	50
チラシ	250	300
ガイドライン	150	150

2) 英語試験について

今年度については、受入大学2校のうち1校は、当初応募者に対する英語試験実施を不可欠としていた。その後、ガーナ国は英語が公用語であり、欧米に留学する際も多くの場合応募者に対しTOEFL等の英語試験は免除されていること、もう一校の受入大学が、応募者の英語能力を証明する書類が対象機関より発行すれば、英語の試験結果は必要なしとしていること等をコンサルタントが同大学訪問時に説明した。その結果2012年度応募者については、英語で業務を遂行する能力がある旨の証明書があれば英語試験は免除することで大学側に理解をいただいた。ただし、英語圏以外の大学で学位を取得した応募者については今年度についても英語試験を課すことも検討しており、また2012年度入学者の英語力次第では2013年度以降の応募者については英語試験を課す可能性について言及していた。引き続きガーナ国における英語試験の種類、実施会場、金額、申し込み方法、実施時期について最新の情報を収集することが望ましい。

3) 募集開始時期について

今年度については、第1回運営委員会にてJDS事業の枠組みを合意したのが9月7日であり、その後募集説明会の日程調整や広報資料の準備期間を経て、募集説明会を実施したのが9月の最終週と10月の最初の週となった。その後の数学試験、専門面接、総合面接等の選考スケジュールを考慮すると、応募書類締切を11月初旬とせざるをえず、応募書

類受付開始から提出締切までの応募期間が実質1月あまりしか確保できなかったことから、今年度については応募期間が短かったと言わざるをえない。来年度以降は、協力準備調査を実施しない分、少なくとも半月程度は応募開始スケジュールを前倒しにして、応募期間を十分に確保すること等の検討が期待される。

4) 募集期間中の応募勧奨活動について

募集説明会後の応募期間中に行った対象機関との意見交換で判明したことであるが、MOHでは応募書類をMOFEPに提出する前に、省内で候補者を1名に絞ってしまっていた。応募者について優先順位を付けるのはよいが、候補者を省内で絞り込む必要はなく、むしろ候補者が少ない場合、留学生が別の省庁からの候補者のみに占められてしまう可能性が高くなる旨、コンサルタントにより説明したところ、MOHは結果的に2名を推薦した。来年度以降の募集期間中も、対象機関と意見交換を行い留学希望者の応募状況を適宜把握し、引き続き必要な応募勧奨活動を行うことが望ましい。

(2) 応募者の数学学力について

1) 数学試験について

内容としては四則計算、平方根、一次・二次方程式など中学生レベルの初歩的な内容から微分、極限值、対数、行列などの高校生レベルまでの応用までと幅広かった。現地プロジェクトオフィスにて採点した試験結果は以下のとおりである。

表3-3 分野別数学試験の結果

	全受験者	内、経済分野	内、保健分野
受験者人数	22人	15人	7人
最高点 (25点満点)	22点	22点	12点
最低点	0点	0点	3点
平均点	7.4点	9点	5.8点

注：25点満点

すなわち、平均点が正解率3割に満たない25点中7.4点であり、高校レベルのみならず、中学レベルの数学であってもおぼつかない応募者が多数いることが散見された。この傾向はとりわけ保健分野の応募者で顕著であった。

2) 数学学力向上について

留学生は経済分野、保健分野ともに経済学を中心に学ぶこととなり、経済学修士（または国際関係学修士）を取得することとなる。様々な経済現象を数学理論を用いながら体系的に解明していく学問である経済学には、数学の知識が欠かせない。そのため留学前後のオリエンテーション期間などの時間を利用して、最低限必要な数学を勉強し、授業についていけるだけの学力を身につけることが望まれる。

(3) エージェントによる留学生生活のサポートについて

JDS事業については、その開始当初より別の団体がエージェント業務を実施してきた。ガーナ国については当コンサルタントが初めてエージェント業務を請け負う可能性があることから、これまでと同レベルの留学生支援体制の確保が可能かどうかについての懸念が大学側から表明された。コンサルタントとしては研修監理員を配置しての下宿探しやモニタリング支援などの通常の支援以外に、以下の方法で大学側の要望に極力応えられるよう対応していく方針である。

- ・ 近隣在住の研修監理員を留学生や大学スタッフに紹介し、地元在住者ならではの日常的な生活アドバイスを提供できるような体制を整え、留学生の相談窓口となるよう連絡先を教える。また、急病時、事故発生時等の対応も一義的に同研修監理員が対応できるよう体制を整える。
- ・ 上記研修監理員が対応できない場合に備え、大学近辺在住の緊急時対応要員を複数配置することにより、緊急時にも誰かと必ず連絡が付き、即座に対応できるよう体制を整える。
- ・ 一方で大学の留学生課や地元の外国人支援NPOとも連携を図る。現時点で、大学周辺には多くのNPOが活動していることは確認されている。大学訪問時に地元のNPO等関係団体にヒアリングした限り、①日本語の短期・長期講習実施、②留学生専用の住居の斡旋、③英語を含む多言語による日常生活のルールを記載したパンフレットの配布、④病院や役所等への付き添いと通訳、等をボランティアにより無償で行っているとのことであった。このような組織との連携についても視野に入れ、今後、留学生課や地元外国人支援NPOについて情報収集や協議を進めていきたい。

3-4 JDS事業の妥当性

(1) ガーナ国開発戦略とわが国の対ガーナ国援助方針におけるJDS事業対象分野／開発課題の位置づけ

ガーナ国JDS事業では、行政官及びその所属機関の行政能力の向上を目的とし、対象分野(サブプログラム)と開発課題(コンポーネント)を①分野：行財政機能の強化、開発課題：行財政能力の向上、②分野：基礎的な社会サービスの拡充、開発課題：基礎的な社会サービスの拡充(保健政策強化支援)としている。

ガーナ国では国家開発計画であるGPRSやGSGDA Iを策定するにあたり、経済成長を大目標として掲げ、その達成のための柱のひとつにガバナンスの改善を掲げている。中でも行政サービスの改善に向けた取り組みが重視されており、行政官の能力の強化が必要とされている。

一方、1-3項で前述したとおり、わが国は2006年に対ガーナ国別援助計画を策定するにあたり、同国政府の開発計画を後押しする内容とし、「貧困削減を伴う経済成長」を開発目標と設定、「地方・農村部の活性化」、「産業育成」、そして「行政能力向上・制度整備」を重点開発課題とした。このうち「行政能力向上・制度整備」は財務管理・開発計画などにつ

いて、地方行政機関や中央省庁の管理能力の向上、政策制度づくり、執行能力の強化支援を行うものである。

行政官とその所属対象機関の能力向上を意図するJDS事業は、ガーナ国の国家政策及びわが国の同国に対する援助政策に合致しているといえる。

(2) 分野の選択についての妥当性

1) 経済官僚育成支援

ガーナ国はGPRS、GSGDA Iといった開発計画を通じ、一貫して「マクロ経済の安定」を最重要課題の1つに設定している。一方ガーナ国政府は、公共支出管理の脆弱性や經常支出予算の抑制をはじめとした財政面での課題が指摘されている。他方で、財政健全化に向けた政策立案・運営を担う職員の配置が限られており、上記課題に十分に対応できていないのが現状である。JDS事業を通じ、ガーナ国の経済官僚とその所属する関連機関の育成を支援することは、同国政府の適切なマクロ経済の運営に貢献すると判断できる。

2) 保健政策支援

ガーナ国においては、MDGsは2015年までに概ね達成が可能と見込まれている。しかし、前述したとおり保健分野の目標4（乳幼児死亡率の改善）及び目標5（妊産婦の健康の改善）についてはその達成が困難であることが予想されており、それらを克服するためには行政官の人材管理、ロジスティックス（機材・薬品）管理、設備管理、財政管理（サービス・デリバリーのための資金管理）、計画評価・モニタリングの能力強化が必須であるとされている。政府・ドナー間援助協調の枠組みにおいて、様々な形でモニタリング・評価が実施されているが、実際のデータ収集や分析作業については外部コンサルタントの支援に頼っているのが実情であり、今後のガーナ国政府のモニタリング・評価能力向上が課題となっている。

一方、保健分野の5カ年計画である「保健セクター5カ年活動計画（Health Sector Programme of Work）」では、重点目標として、健康的な生活と環境、質の高い健康・リプロダクティブヘルス・栄養サービスの拡大、保健システム能力強化、グッドガバナンスと持続可能な資金を掲げている。⁶

若手の保健行政官の育成を通じて、政策モニタリング・評価能力を支援していくことは、MDG4及び5の達成に資することが出来、セクター開発計画とも合致しており、非常に有意義であると考えられる。

(3) 対象機関の人材育成ニーズから見た妥当性

補足調査において、各対象機関が直面している人材育成のニーズをヒアリングした結果を2-1項で述べた。どの機関も政策策定や実施プロセスのモニタリング分野での人材不足や能

6 Ministry of Health, Ghana, The Health Sector Programme of Work: 2007-2011, 2007

力不足を挙げており、行政官の行政能力向上を目的とした人材育成を行うという意味で、ニーズと合致していると考えられる。

(4) 妥当性についての結論

以上の諸点を検討した結果、JDS事業を同国で実施することは妥当性が高いと判断できる。同事業が目指す政策・立案に係る若手行政官個人、そして行政官が所属する対象機関の組織としての能力向上は、ガーナ国の上位計画とも整合し、わが国の重点開発課題とも合致するものであり、従って妥当性は極めて高い。また、経済分野と保健分野を選択したことは、経済分野についてはJDS事業を通じ、ガーナ国の経済官僚とその所属する関連機関の育成を支援することは、同国政府の適切なマクロ経済の運営に貢献すると判断できる。また、保健分野についてはMDGsの達成のための対策が急務でありセクター開発計画とも合致していることから、適切であったと考えられる。そして、補足調査で対象機関に人材育成ニーズをヒアリングした結果、行政官の行政能力の向上を目的としたJDS事業の主旨は、先方の要望と合致していると考えられる。

3-5 結論

本事業は、前述のように行政官個人の育成のみならず対象機関の政策策定能力・事業管理能力の育成が向上し、各国の開発課題の解決に貢献すること、さらには、人的ネットワークの構築を通して、将来的に両国のパートナーシップの強化に寄与することが期待されている。本事業は、ガーナ国の国家開発政策やわが国の政策とも合致し、分野の選択についても適切、かつ対象機関の人材育成ニーズとも合致し、妥当性が高いと判断される。また、ガーナ国政府は物理的・金銭的な負担、並びに本事業におけるガーナ国政府の役割についても理解しており、同国政府の実施体制は本事業を遂行するうえで問題ないと考えられる。しかし、「3-3 課題・提言」で触れたように、今後の活動については以下の点が改善・整備されれば、本事業はより円滑かつ効果的に実施しうると考えられる。

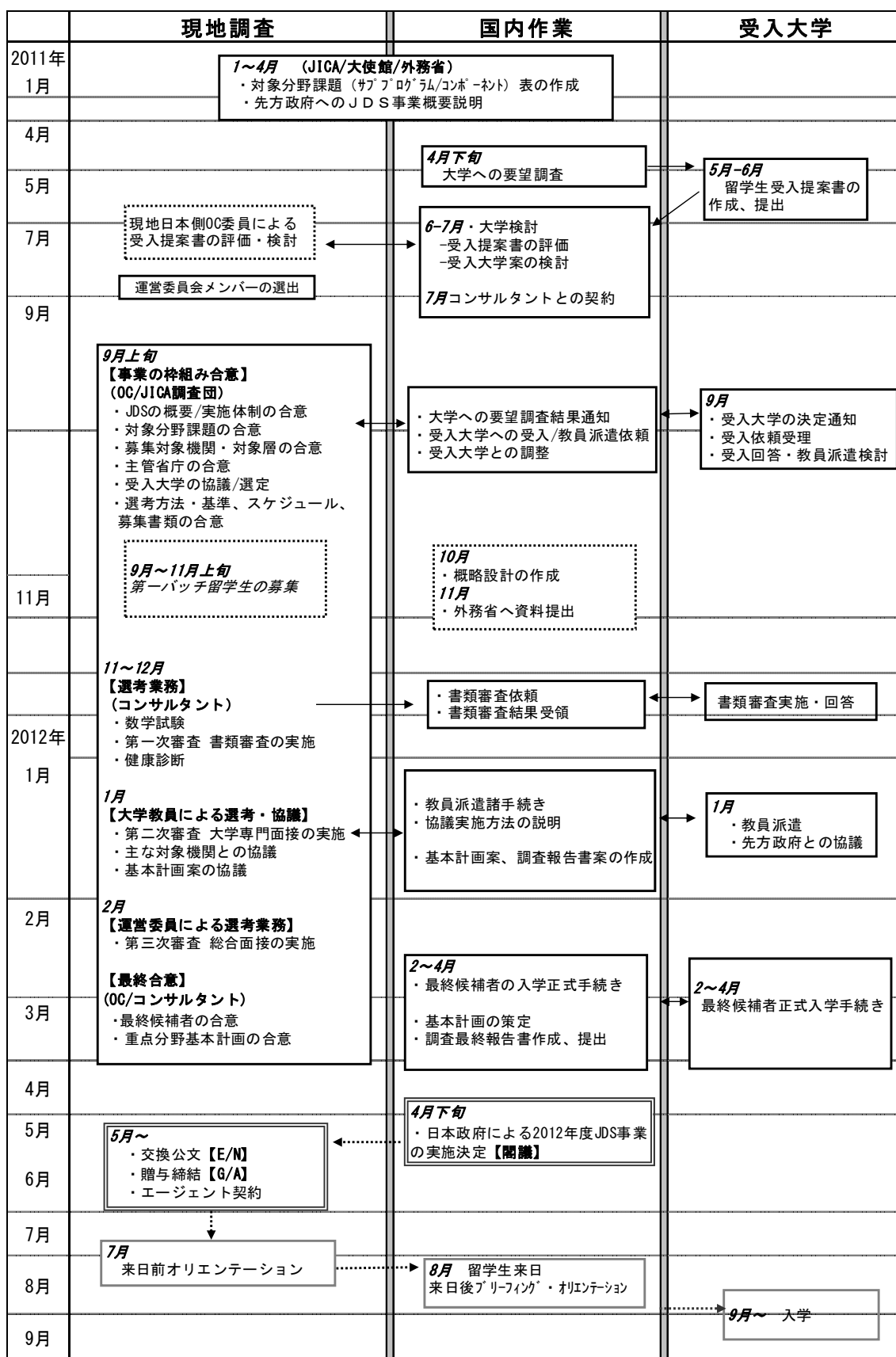
- 募集活動について
 - ・ 広報資料についての適正な部数の印刷
 - ・ ガーナ国における英語試験についての最新情報収集
 - ・ 募集開始時期の前倒し
 - ・ 対象機関に対する募集期間中の応募勧奨活動の推進
- 数学学力について
 - ・ 留学生の経済学に不可欠な数学力の習得
- エージェントによる留学生生活のサポートについて
 - ・ 留学生の来日後、エージェントとして留学生のニーズに合致し、かつタイムリーな支援の実施

添付資料

添付資料1. 協力準備調査 調査団員・氏名

氏名	所属・役職	役割
官団員		
岩上 憲三	JICA 国内事業部 次長	団長
久枝 正和	外務省国際協力局開発協力総括課 外務事務官	無償資金協力政策
加藤 有紀	JICA 国内事業部 研修調整課 調査役	協力計画
コンサルタント		
飯塚 諤子	(株)日本開発サービス 調査部 主任研究員	受入計画
市川 陽子	(株)日本開発サービス 調査部 研究員	募集／選考

添付資料2. JDS事業 計画策定調査フロー図



添付資料3. 協力準備調査面談者リスト

日時	面会者
9月5日 (月) 15:30-16:30 17:00-18:00	JICAガーナ事務所： 稲村 次郎 (所長) 木藤 耕一 (次長) 白倉 紀 (所員) 在ガーナ日本大使館： 本田 真一 (一等書記官) 入江 晴之 (専門調査員)
9月6日 (火) 8:30-10:00 15:10-16:10	MOFEP: Mr. Samuel Abu Bonsrah, Chief Economist Mr. Fusein Gariba, National Service Division Mr. Desmard Aremegel, Assistant Economic Planning Officer JICAガーナ事務所： 白倉 紀 (所員) MOH: Dr. Afisah Jakariah, Head, Monitoring and Evaluation Unit GHS: Dr. McDamien Dedzo, Director, Human Resource Development Division Dr. Said Al-Hussein, Deputy Director, Training and Capacity Development Head Office
9月7日 (水) 10:00-11:15	MOFEP: Mr. Samuel Abu Bonsrah, Chief Economist Mr. Fusein Gariba, National Service Division Mr. Desmard Aremegel, Assistant Economic Planning Officer Ms. Adowoa Anoh, Assistant Economic Officer Ms. Catherine Quaynor, Assistant Economic Officer MOH: Dr. Afisah Jakariah, Head, Monitoring and Evaluation Unit GHS: Dr. McDamien Dedzo, Director, Human Resource Development Division 在ガーナ日本大使館： 本田 真一 (一等書記官) JICAガーナ事務所： 木藤 耕一 (次長) 白倉 紀 (所員)
9月8日 (水) 10:00-11:30	MOFEP: Mr. Samuel Abu Bonsrah, Chief Economist Mr. Desmard Aremegel, Assistant Economic Planning Officer Mr. Frank Mensah Ms. Adowoa Anoh, Assistant Economic Officer Ms. Catherine Quaynor, Assistant Economic Officer Ms. Nana Afua Somuah-Tutue, Assistant Economic Officer GSS: Mr. Opuku Manu-Asare, Deputy Government Statistician – Technical Support Mr. Emmanuel A. Cobbinal, Head, Procurement Ms. Rew Brenda Osei – Kozi, Acting Director, Administration / Human Resource Mr. Sylvester Cyamfi, PDMG Mr. Sfwe Amoale, PDMG Ms. Comfort Ashfey, Assistant Administration Officer NDPC: Mr. Kenneth Owusu, Technical Advisor to Director-General Capt. Patrick Donkue

日時	面会者
15:00-16:00	<p>Mr. Acq Uaig, Senior Administrative Officer Mr. Christopher Conduah, Government Assistant Bank of Ghana: Ms. Josephine Ami-Narh, Head of Strategic Planning and Development MOFEP (帰国長期研修員) :</p> <p>Dr. Iddrisu Alhassan, Director, Real Sector Division (政策研究大学大学院修士、博士課程に在籍)</p> <p>Dr. Joseph Kwadwo Asenso, Economist-Real Sector Division (大分大学博士課程に在籍)</p> <p>Mr. Louis Amo, Principal Economic Officer, External Resource Mobilization, Bilateral Divison (国際大学 修士課程に在籍)</p>

MINUTES OF DISCUSSIONS

**ON THE PREPARATORY SURVEY OF
THE JAPANESE GRANT AID
FOR HUMAN RESOURCE DEVELOPMENT SCHOLARSHIP
TO REPUBLIC OF GHANA**

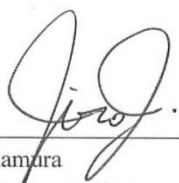
In response to a request from the Government of Republic of Ghana, the Government of Japan (hereinafter referred to as "GOJ") decided to conduct a Preparatory Survey in respect of the 'Japanese Grant Aid for Human Resource Development Scholarship Programme' (hereinafter referred to as "the JDS Programme") to be implemented in the Republic of Ghana. The survey was entrusted to the Japan Development Service Co., Ltd. (hereinafter referred to as "JDS Co.").

In view of the above, Japan International Co-operation Agency(JICA) dispatched a Preparatory Survey Team (hereinafter referred to as "the Team") headed by Mr. Kenzo Iwakami, Deputy Director-General of the Training Affairs and Citizen Participation Department of JICA, to Accra from 5th to 9th September, 2011.

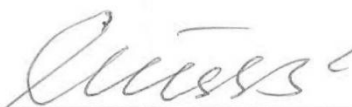
The Team held a series of discussions with the relevant officials of the Government of Republic of Ghana (hereinafter referred to as "the Ghana party"). The two parties confirmed the framework of the JDS Programme and the related items attached hereto.

The Team is to report the result of the discussions to GOJ for further preparation to implement the JDS Programme in the Republic of Ghana.

Accra, September 13, 2011



Jiro Inamura
Chief Representative
JICA Ghana Office



Enoch Hemans Cobbinah
Chief Director
Ministry of Finance and Economic Planning

I. Framework of the JDS Programme

The framework of the JDS Programme which is to be implemented in Ghana in the 2012 Japanese fiscal year was explained by the Team. The following items were confirmed by the Ghana party:

1. Japan's Grant Aid in General

The Ghana party understood the scheme of Japan's grant aid.

2. Objective of the JDS Programme

The objective of the JDS Programme is to support human resources development of GOJ's grant aid recipient countries targeting promising and young government officials. These officials are expected to be future leaders of the recipient countries to be engaged in the formulation and implementation of social and economic development policies.

Participants of the JDS Programme are expected to acquire expert knowledge in various academic and professional disciplines; conduct research; and build human networks at Japanese universities, while on the programme. They are also expected to use the knowledge to be acquired to play active roles in solving practical socio-economic development problems of their countries.

Furthermore, having well-rounded knowledge of Japan after their training, participants of the JDS Programme would be expected to contribute to the expansion and enhancement of the foundations for bilateral relations between Japan and the recipient countries.

3. Operating Guideline

"The Operating Guideline of the Japanese Grant Aid for Human Resource Development Scholarship" (ANNEX-1) was agreed as a principal framework for the JDS Programme.

4. Establishment of Operating Committee

- (1) To ensure smooth and effective implementation of the JDS Programme, an Operating Committee (hereinafter referred to as "the O/C") shall be established. The role of the O/C is described in ANNEX-2. Membership of the O/C shall consist of the relevant organizations of both Ghana and Japan. The Government of Republic of Ghana shall select a chairperson for the O/C from its representative organizations.
- (2) A Secretariat shall be established to assist the O/C in carrying out its activities. A representative of JICA Ghana Office shall be the administrator of the Secretariat.
- (3) Specifically, the O/C shall be composed of the representatives of the following organizations:

Republic of Ghana:

Ministry of Finance and Economic Planning (MOFEP)
Ministry of Health (MOH)
Ghana Health Service (GHS)



Japan:

Embassy of Japan
JICA Ghana Office

- (4) The Agent of the JDS Programme shall participate in the O/C meetings to record proceedings.

5. Implementation of Preparatory Survey of the JDS Programme

The Team explained that JICA shall conduct a Preparatory Survey of the JDS Programme (hereinafter referred to as “the Survey”) in accordance with the “Flowchart of Preparatory Survey of the JDS” (ANNEX-3). The Ghana party agreed to the procedure of the survey.

The objectives of the Survey are:

- (1) to identify the target priority areas and the development issues to inform the development of the JDS Programme;
- (2) to identify the target organizations from which JDS candidates shall be nominated;
- (3) to identify Japanese universities which can provide educational programmes related to human resource development to solve the development issues in the target priority areas;
- (4) to identify the total number of JDS participants for the whole period of the programme;
- (5) to come out with a basic plan for each selected target priority area as a programme with development issues as components; and
- (6) to select the JDS participants for the first batch of training under the Programme.

6. Composition of the JDS Programme

The Ghana party understood the composition of the JDS Programme as follows:

- (1) The JDS Programme will consist of sub-programmes which correspond to the requirements of the selected target priority areas.
- (2) The sub-programme will consist of components which are in line with the development needs under the target priority area.

7. Managing Organization

The Ghana party understood that the role of the Managing Organization is to plan, implement, manage and monitor the JDS Programme for each development issue. The Ministry of Finance and Economic Planning is regarded as the Managing Organization for two development issues.

For survey of each development issue, Ministry of Finance and Economic Planning shall invite the ministries concerned with each development issue for discussions with the faculties of the accepting Japanese universities during academic interviews of potential participants with university faculties.

8. Target Organizations

The Ghana party understood that the candidates of the JDS Programme shall be selected from the target organizations related to the target priority area and development issue to be developed.

9. Selection of the Participants

The Ghana party understood that the participants shall be selected in accordance with the



“Selection Flowchart of the JDS (ANNEX-4)”.

II . Implementation of the JDS Programme

1. Maximum Number of JDS Participants

The total number of JDS participants for the first batch of training under the Programme in the 2012 Japanese fiscal year is five (5) and this number represents the maximum number per batch for four (4) batches.

2. Target Priority Area and Development Issue

Based on the discussions held between both parties, the target priority areas and development issues below were identified as the focal areas of training:

(1) Priority Area as Sub-Programme 1 :

Enhancement of Governance and Financial Administration

Development Issue as Component :

Development of Governance and Financial Capacity

(2) Priority Area as Sub-Programme 2 :

Improvement of Basic Social Services

Development Issue as Component :

Improvement of Basic Social Services (Support for Health Policy)

3. The Target Organization

Based on the discussions held between the both parties, the target organizations were identified as follows;

(1) Development Issue as Component:

Development of Governance and Financial Capacity

Target Organization: - Ministry of Finance and Economic Planning (MOFEP)

- National Development Planning Commission (NDPC)

- Ghana Statistical Service (GSS)

- Bank of Ghana

(2) Development Issue as Component:

Improvement of Basic Social Services (Support for Health Policy)

Target Organization: - Ministry of Health (MOH)

- Ghana Health Service (GHS)

4. Qualifications of Applicants

(1) Applicants shall be less than 40 years old (i.e. between 22 and 39 years of age) as of 1st April of the fiscal year of their arrival in Japan.

(2) Should have at least 3 years of working experience in the relevant field.



(3) Persons who have already acquired or plan to acquire a master's degree abroad on a scholarship already awarded by other development partner or foreign agency are ineligible.

5. Accepting Universities and Proposed Numbers of JDS Participants per University

Based on the discussion held between both parties, it was agreed that the educational programmes of the following universities are relevant to the development needs of the Republic of Ghana.

(1) Development Issue as Component :

Development of Governance and Financial Capacity

University: Graduate School of International of Co-operation Studies, Kobe University
(3 slots)

(2) Development Issue as Component :

Improvement of Basic Social Services (Support for Health Policy)

University: Graduate School of International Relations, International University of Japan (IUJ) (2 slots)

6. Research Area of JDS Participants

The development needs identified and stipulated above shall be selected as "research area" by JDS applicants to indicate the direction of study/ research of each JDS participants when applying to the designated universities.

7. Basic Plan for Each Component

The Team explained that a Basic Plan for each component, which encompasses the background, project objectives and summary of activities of the project, will be prepared for mutual understanding of and acceptance by both parties during the Preparatory Survey.

The O/C confirmed that all the necessary meeting arrangements would be made for the preparation of the Basic Plan. The outline of the Basic Plan is attached in ANNEX -5.

8. Monitoring and Evaluation

It was agreed that monitoring and evaluation of JDS graduates should be actively conducted by the Government of the Republic of Ghana.

III. Other Matters Discussed

1. The Ghana party understood that it should provide working space for a consultant during the survey and for an agent during the period of implementation of the JDS Programme.

2. The Ghana party requested the Japanese side to increase the number of JDS participants.



Operating Guidelines of the Japanese Grant Aid for Human Resource Development Scholarship under the New System

June 2009

Japan International Cooperation Agency (JICA)

These operating guidelines apply to the Japanese Grant Aid for Human Resource Development Scholarship, which will be implemented through a new method from the Japanese fiscal year 2009.

PART 1 Basic Principles

1. Preface

The purpose of the Japanese Grant Aid for Human Resource Development Scholarship (hereinafter referred to as the “Japanese Development Scholarship” or the “JDS”) Program is to support human resource development in countries that receive Japanese grant aid (hereinafter referred to as “recipient countries”), targeting highly capable, young government officials and others who are expected to engage in formulating and implementing social and economic development plans and to become leaders in their countries in the 21st century by means of accepting them in Japanese universities as JDS participants. Under the JDS Program, JDS participants shall contribute to an expanded and enhanced foundation for bilateral relations between their countries and Japan as persons having well-rounded knowledge of Japan.

JDS participants accepted by the program will acquire expert knowledge, conduct research, and build human networks at Japanese universities, and are expected to use such knowledge to take an active role in solving practical problems of the social and economic development issues that their countries are facing.

Many of the issues of developing countries cannot be solved through the efforts of these countries alone, and thus responses amid a framework of international cooperation are vital. Furthermore, these responses cannot be separated from the actual development sites that are constantly trying to find solutions. This is why the JDS Program is expected to develop human resources that are capable of tackling development issues within the framework of international cooperation, including actual development sites.



These guidelines prescribe general guiding principles which are to be followed regarding the operation of the JDS Program as a whole. They are to be based on the Exchange of Notes (hereinafter referred to as the "E/N") concluded with the government of the recipient country when the Japanese government approves the implementation of grant aid (hereinafter referred to as the "Grant"). Also, they are to be based on the Grant Agreement (hereinafter referred to as the "G/A") concluded between the government of the recipient country when the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") provides funds.

2. Overview of the Grant

(1) Basic Concept

- (a) JDS is designed to foster exceptional human resources capable of working to resolve various development challenges in the recipient country in the future by imparting advanced expertise to them through studying abroad at Japanese universities. The recruitment, selection, and dispatch of JDS participants shall be conducted based on mutual agreement of the concerned officials from the two countries.
- (b) JDS is to help strengthen the partnership between Japan and the recipient country in the future by graduating a wide range of participants who are knowledgeable of Japan and have a friendly attitude towards Japan.
- (c) Considering that JDS Participants need to finish their study in Japan as soon as possible so that they can participate in the work of formulating policy and perform other duties in key positions in the core of the government, the degree to be offered to JDS participants shall, in principle, be master's degrees which require usually two years of study at universities. The language of study shall, in principle, be English. This is based on the recognition that efforts to solve the development issues that developing countries face are undertaken under international cooperation frameworks and on the assumption that ex-JDS participants will be active on the international stage after their return to their home countries.
- (d) For the purpose of the JDS Program which is to support human resource development, targeting highly capable, young government officials and others who are expected to engage in formulating and implementing social and economic development plans and to become leaders in their countries in the 21st century, the fields of study are mainly limited to "Social Science" such as

Law, Economics, Public Policy.

(2) JICA

JICA will perform necessary operations for the implementation of the JDS Program pursuant to international agreement in accordance with the relevant laws and ordinances of Japan.

(3) Implementing Organization

The government of the recipient country shall entrust its duties related to implementation of the JDS Program to an agent based on a contract agreement entered between the recipient country and the agent.

(4) The Consistency with the Framework of Japan's Country Assistance Program

The priority fields of study shall be selected among the study fields which are regarded as highly effective to cooperate in implementing the JDS Program, in a point of view that the program shall be consistent with the framework of Japan's Country Assistance Program determined by the Ministry of Foreign Affairs of Japan.

(5) Japanese Accepting Universities

JICA shall enquire Japanese universities; about educational programs suitable to the recipient countries' needs in each priority fields of study and select universities which offer most suitable educational programs as prospective accepting universities. JICA shall consult with the recipient countries' governments on selecting the university for JDS participants among the prospective accepting universities above, and determine the accepting universities.

(6) Eligible Organizations

Organizations which are eligible for the JDS program shall be determined in each priority fields of study unless determination of eligible organization is inappropriate due to country's government official system, in such a case as personnel rotation among organizations are commonly practiced. Several eligible organizations may be determined in each priority field of study.

(7) Managing Organizations

The eligible organization whose mission is most closely related to the each priority



field of study shall be designated as the Managing Organization. The Managing Organization shall mainly take part in consultation with accepting universities, and cooperate in drafting the basic plan of the field of study. Also, in principle, the Managing Organization shall promote submission and acceptance of application documents to/from the eligible organizations of the field of study.

(8) Preliminary Survey

Prior to the implementation of the JDS Program in the recipient country, JICA shall conduct a preliminary survey. The preliminary survey shall be conducted once in the first year of every four year period to design the JDS Program for the period ("A batch of" : JDS participants shall be accepted in each fiscal year of the four-year period constitutes one cycle of the JDS Program) and to select candidates of the first batch.

The major objectives of the preliminary survey shall be as follows:

- (a) To agree on priority fields of study for JDS participants
- (b) To Agree on accepting Japanese universities
- (c) To Agree on eligible organizations and managing organizations of each priority field of study
- (d) To prepare the basic plan of each priority field of study
- (e) To identify the number of potential candidates for the JDS Program; and,
- (f) To select the candidates for the first batch
- (g) To estimate overall costs of the first cycle, that is a period of four years, of the JDS Program
- (h) To agree on the procedures for application and matriculation of the JDS candidates

(9) The Agent

After the conclusion of the E/N and G/A, JICA shall recommend the contractor of the preliminary survey as an agent (hereinafter referred to as "the Agent") to the recipient country.

The Agent, in accordance with a contract concluded with the government of the recipient country, shall perform the following duties toward smooth implementation of the JDS program:

- (a) To work on the recruitment and selection procedures of JDS candidates for the three batches following the first batch
- (b) To provide JDS candidates with information on study in Japan
- (c) To carry out matriculation procedures and make arrangements for trips to Japan



for

JDS Participants

- (d) To handle payment of tuition fees and scholarships
- (e) To provide orientation to JDS participants on both arrival and departure from Japan
- (f) To monitor JDS participants' progress
- (g) To organize an evaluation meeting upon graduation of JDS participants
- (h) To perform other duties necessary for JDS program implementation

(10) The Operating Committee

An Operating Committee shall be set in each recipient country towards the smooth implementation of the JDS Program.

The Operating Committee (hereinafter referred to as "the Committee") shall consist of government officials from the recipient country (diplomatic authorities, authorities in charge of economic cooperation, education authorities, etc.) and the relevant Japanese officials of Embassy of Japan and JICA. In principle, a representative of the government of the recipient country shall serve as chairperson, and a representative of the Government of Japan shall serve as vice chairperson. However, it shall be possible for representatives of the two governments to serve as co-chairpersons based on an agreement between the two governments. The chairperson (representative of the government of the recipient country) shall chair and manage Committee meetings. A JICA representative shall serve as the head of the Committee's secretariat, and shall handle all administrative duties of the Committee, including calling Committee meetings and taking meeting minutes.

The major roles of the Committee are as follows:

- (a) To discuss the JDS Program design in the preliminary survey
- (b) To select JDS participants from the candidates
- (c) To encourage the recipient country in utilization of ex-JDS participants and following up them
- (d) To review other aspects related to the management and implementation of the JDS Program

(11) Number of JDS Participants

The number of JDS participants of each batch shall be agreed by the both governments and stipulated in the contract between the recipient country and the Agent accordingly. In principle, three to five participants shall be admitted in a graduate school for each



fiscal year.

(12) Scope of Expenses covered by the Grant

Expenses covered by the Grant shall be divided into the following two categories:

- (a) Expenses for the purchase of services necessary for implementing the JDS Program:
Expenses for recruitment and selection of the second and subsequent batches, expenses for orientations, expenses for monitoring, and others
- (b) Expenses necessary for the JDS participants and accepting universities in Japan:
Scholarships, allowances for travel to and from Japan, outfit allowances, accommodation allowances for rent, subsidiary allowances to purchase books, shipping allowances, traveling and seminar allowances, tuition fees, contract research expenses for university education, and others

3. Qualifications and Selection of JDS Participants

(1) Qualifications and Requirements

- (a) Nationality: Applicants must be citizens of the recipient country
- (b) Age: In principle, JDS participants shall be between the ages of 22 and 34 (both inclusive) as of the first of April of the fiscal year of their arrival in Japan.
- (c) Exclusion of military personnel: Applicants must not be serving in the military.
- (d) Persons who have strong will to work for the development of recipient countries after their return home.
- (e) Persons have acquired a master's degree after studying abroad on a scholarship awarded by other foreign assistances are ineligible. Persons who are currently receiving or planning to receive another scholarship through other foreign assistance are ineligible as well.
- (f) JDS participants must be in good health, both mentally and physically.
- (g) Persons who have English proficiency that is fluent enough for studying in Japan.

(2) Recruitment and Selection

- (a) Recruitment and selection polices
 - ①The eligible organizations including the Managing Organization of each



5



priority field of study shall invite applications for the JDS candidates from its own officials and submit its candidates to the Managing Organization . Recruitment from the public by the recipient country shall not be precluded if recruitment from the public is deemed to be reasonable.

②The Managing Organization of each priority field of study shall provide enough number of qualified candidates for JDS participants and under the guidance of the Committee, which is responsible for the selection of candidates.

③The selection of JDS participants shall be unequivocally based on each person's academic abilities. The participants shall be determined through an examination of the application documents and interviews.

(b) System for Selection

①The Committee shall administer all parts of the selection process, from the system for selection to determination of participants.

②The Committee shall address the following issues:

- 1) Determination of specific method for selection of JDS participants (including selection policy and selection criteria)
- 2) Confirmation of the selection schedule
- 3) Implementation and management of selection tests
- 4) Determination of final candidates

③After the accepting universities' admission approval for the candidates, the Committee shall determine JDS participants.

4. Conditions for Study in Japan

(1)Benefits

(a) Scholarships

The Agent shall pay allowances, such as scholarships and tuition, directly to JDS participants and accepting universities on behalf of the government of the recipient country in accordance with the contract signed with the recipient country. Each amount of the said allowances shall be specified separately.

(b) Term of Scholarship Payment, etc.

In principle, the scholarship shall be provided for the JDS participant from his /her arrival date to the departure date after his/her acquisition of the scheduled degree within the initially scheduled period of study. In principle, the extension of the period of study shall not be accepted. The recipient

country shall cancel payment of the scholarship and arrange the JDS participant's early return to the recipient country in any of the following cases:

- ① A false statement has been found in the JDS participant's application.
- ② The JDS participant violates any article of his/her pledge to the recipient country.
- ③ The JDS participant is subject to disciplinary action by the university or has no prospect of academic attainment within the initially scheduled period of study.

(2) Obligation to report

During the JDS participant's study period in Japan, the recipient country shall monitor JDS participants academic progress regularly with the assistance of the Agent, and report the results to JICA.

(3) Follow up

Because a key of the JDS Program is to create human networks and to encourage JDS participants to help the recipient country achieve development issues in economic and social development in their countries after their return home, the recipient country shall conduct surveys on the JDS participant's activities after their return and promote academic and cultural exchange with Japan.

Furthermore, the recipient country shall study ways of assigning JDS participants to the work that provides them with the opportunity to play important roles in the central government, etc., after their return home.

PART 2 Contract with Agent and Verification

1. Recommendation of Agent

In order to implement the JDS smoothly, following the conclusion of the G/A, JICA shall recommend the consultant that undertakes the preliminary survey to the recipient country as the Agent.

2. Contract Procedure

Pursuant to the provisions of the E/N and the G/A, the government of the recipient country shall enter into an agent contract with the Agent set forth in the preceding article. The Grant is ineligible unless JICA duly verifies the contract. The contract

